

平成20年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年3月5日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 代表質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議長 26番 小野寺 一 知 議員
副議長 19番 熊谷吉 正 議員
1番 佐藤 靖 議員
2番 植松 正 一 議員
3番 竹中 憲 之 議員
4番 川村 幸 栄 議員
5番 大石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持田 健 議員
8番 岩木 正 文 議員
9番 駒津 喜 一 議員
10番 佐藤 勝 議員
11番 日根野 正 敏 議員
12番 木戸口 真 議員
13番 高見 勉 議員
14番 渡辺 正 尚 議員
15番 高橋 伸 典 議員
16番 山口 祐 司 議員
17番 田中 好 望 議員
18番 黒井 徹 議員
20番 川村 正 彦 議員
21番 谷内 司 議員
22番 田中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
副市長 今 尚文 君
副市長 小室 勝治 君
総務部長 中尾 裕二 君
生活福祉部長 佐々木 雅之 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 野間井 照之 君
福祉事務所長 中西 薫 君
上下水道室長 和田 博 君
教育長 藤原 忠 君
教育部長 山内 豊 君
市立総合病院院長 内海 博司 君
市立大務局長 三澤 吉巳 君
市立大務局長 成田 勇一 君
会計室長 成田 良悦 君
監査委員 森山 良悦 君

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

6番 佐々木 寿 議員

17番 田中 好望 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

平成20年度執行方針における諸課題について外6件を、黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、さきの通告に従い、市政クラブの代表質問をさせていただきます。今回は、7つの課題、23項目にわたって伺いますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、1番目、平成20年度市政執行の諸課題についてですが、地方財政は依然として厳しい状況にあります。一般会計で184億8,419万円を計上し、前年対比で合併特例債基金積み立てを除くと4億7,982万円、2.7%の増となりました。市税が2.4%の減、交付税が0.2%の減と歳入が減少する中、総合計画の推進を図り、天文台整備事業、北斗、新北斗団地建てかえ事業等の新規事業等、継続事業の市立総合病院増改築事業、風連本町地区市街地再開発事業等ハード事業が多く予定されています。結果的に普通建設費は、前年よりも4億3,825万円増の23億6,996万円となり、積極型予算となりました。しかし、財政調整基金も底が付き、市の財政は硬直の度を高めることになりました。本年から適用される財政健全化法のガイドラインには若干余裕があるにしても、1度坂を転がり始めると加速がつくもので、

そのことを考えると十分注意を払わなければならないと思います。

まず、市長は市政推進の基本的な考えを3点挙げています。参画と協働のまちづくり、行財政改革の推進及び活力をもたらす産業の振興です。これらを20年度予算にどう反映されたのか伺います。

次に、またそれが市民の思いにどの程度こたえられているのか、御認識を伺います。

3番目に、さきに述べましたように非常に厳しい基金状況でありまして、今後の基金の考え方や将来の財政運営をどう考えているのかを伺います。

行財政改革推進計画の進行管理についてでございますけれども、現状では歳入の増加は見込めない状況で、財政の健全化は事業のコスト意識や行政機構のスリム化が重要な課題となっております。推進計画では十分盛り込まれておりますが、しかしスピード感を持って着実に実施されていくのが重要であります。その計画の中で特に4項目について伺います。行政評価のシステムの導入と活用について、人材育成の推進と職員意識の向上について、組織機構の見直しについて、定員適正化と事務事業の見直し及び統廃合について伺います。

次に、大きい項目の2番目ですけれども、名寄市立総合病院について伺います。名寄市立病院は、道北の地方センター病院としての役割は重要であることは言うまでもありません。しかし、医療圏の人口減、平成16年度の循環器内科医の不在や17年度の精神科の医師不足などの影響を受け、平成13年度以来入院、外来患者数の減少が続いています。その結果、単年度赤字が継続をしています。現在累積欠損金は18億円を超えております。より信頼されるセンター病院を目指し、本年よりICU病床、救急外来等増改築工事が実施されていますが、医師、看護師不足による労働環境の悪化などにより将来経営に悪影響を与えないか、懸念されております。名寄病院事業長期計画では

示されていますが、次の5項目について伺います。入院、外来患者数の推移と19年度の決算見込みについて。

次に、ことしは医療報酬の改定の年で、医師技術料が0.38%上がり、薬価等は1.2%引き下げで、全体で0.8%の引き下げとなりますが、その影響について伺います。

次に、市政執行方針にも記載されていますが、改めて医師、看護師の確保状況について、特に来年度21年度は名寄大学看護科卒業生がいないこととなりますので、それに対応できるのかを伺いたしたいと思います。

次、今後の上川北部地域の医療体制について伺います。道が示した自治体病院等広域化・連携構想について。士別市立病院との経営統合は現状では困難と考えますが、理事者の基本的な考えを伺います。

次に、経営改善と運営改革について。道は、公立病院改革ガイドラインでは20年度内に経営の効率化、経営形態の見直しを求めているが、病床管理体制を一括管理する体制の効率化を図るために副院長に看護師を登用する考えについて伺います。

自治体の組織と離れて全体を管理する病院管理者を置き、その管理者が医師の確保や人事、予算編成などすべての責任を持って病院の経営、運営を行う地方公営企業法の全部適用について、現段階での考え方を伺います。

大きい3番目の商工行政について伺います。昨年は、大型店の進出計画をめぐり、コンパクトなまちづくりや中心市街地活性化について多くの議論をいたしました。結果、郊外型大型店は中心市街地の振興の妨げになるということで制限条例を施行しましたが、残念ながら条例の間隙についての進出となりました。このことは、今進行中の中心市街地活性化の協議に大きく影響を与えています。しかし、その賛否の議論の中で市内中心街についての課題や問題点が浮き彫りになりました。

それは、行政、商工業者、一般市民のそれぞれの思いが必ずしも一致していないということと現状認識の違い、議論不足、みずからのまちを守る意識の違いがあると考えられます。今後それらをしつかりと総括し、互いに認識して次の段階に進むべきと考えています。

そこで、中心市街地活性化の今後の取り組みについて伺います。昨年11月に商工会議所が中心市街地活性化特別委員会の答申を受けて設立検討会を開催していますが、協議内容とその要望事項についてお知らせを下さい。

次に、計画の実効性に向けた課題の整理はどのようにされているのか伺います。

次に、計画を立てる上においてもポスフールの存在を無視することはできないと思います。その影響と当面の対策をどのように考えているのかを伺います。

また、先般ポスフルに対し地域貢献を含めた要望をしておりますが、その内容と今後の課題を伺います。

次、中小企業振興資金と企業立地条例についてですが、このことは幾度かこの議場でも質問がありましたが、まちの活性化をサポートするのが大きな目的ですが、積極的な取り組みをされているのか伺います。制度の活用と利用実績や問い合わせ、相談内容についてお知らせを下さい。

また、現状に沿った条例の見直しが必要と考えるが、審議会での議論経過などありましたら、お伺いをいたします。

次に、雇用対策について伺います。中小企業通年化支援資金貸付制度の概要についてお願いいたします。

2番目に、市内における求人倍率と最近の傾向について伺います。

4番目、観光の振興についてですが、いろいろな方法で市の観光を名寄市外に向けてPRをしておりますが、情報発信内容とその成果はどのようなものかを伺います。

また、本年度4月オープンする道の駅の活用と観光との連携をどのように図るのかを伺います。

大きい4番目、農業行政について伺います。現在農業は、国内的にも国際的にも大きな岐路に立っています。19年は、戦後最大の農政改革で品目横断的経営安定対策がスタートし、その制度は当初から疑問が噴出しておりました。米の生産調整も実効性が問われました。結果は、一生懸命努力しても報われない畑作品目や実効性のない生産調整で生産過剰により米価が下落し、このままでは農業の崩壊だとの大合唱に政府自民党も緊急に制度の改善見直しをし、米の生産調整も完全実施に向けた施策を発表し、異例と言えます1,111億円の補正を行いました。しかし、一回冷えた鉄を打ち直すのは時間がかかるものです。さらに、依然として出口の見えないFTAの交渉に対する不安、不満も相まって、国の農政への不信はまだまだぬぐい去れていません。ついに国内自給率は40%を割り込み、45%の目標は遠のきました。消費者は、日ごろから安全、安心を意識している割には相変わらず価格の安い外国産を選択しています。今回のように中国産の冷凍ギョーザ事件が起きると、食の安全性について改めて考えさせられます。いつときでなくて日常的に食の安全について意識をもっと持ってほしいものだと感じております。この苦い経験を忘れることなく、国産農畜産物を愛し、農業の振興に理解をいただきたいものです。また、いつまでも外国農産物が輸入されるとは限りません。平成20年度予算では、新規事業のバレイショ貯蔵施設設備、真空予冷施設設備を予算化と農地・水・環境保全向上対策事業等厳しい財政状況にありながら、基幹産業の農業振興を推進する姿勢には農業者としても評価をいたしております。

まず、これからの農業振興政策について3点伺います。担い手支援事業の推進と考え方について。

次に、小規模経営者に対する支援をどう考えているのか伺います。

3番目に、集落営農の取り組み状況について伺います。

品目横断的政策を名称変更し、水田・畑作経営所得安定対策になりましたが、若干要件の緩和や支払い制度の改善がありますが、その概要と名寄市における影響をどのように認識しているのか伺います。

3番目に、ことしから農地政策の見直しが行われますが、特に企業等の農業参入が緩和され、農地のリース事業が認められました。当市農業委員会も認めたわけですが、制度の内容と行政が負うリスクの有無について伺います。

4番目に、国の農業政策の有効的取り組みについて伺います。国は、いろいろな制度、政策を創設します。それに全国ベースの予算をつけます。私たち末端では、億単位の額を見てこの事業の対象にならないかというふうに思いますが、実際要領、要綱を調べていくと思うように対象にならないのは経験上理解をしておりますが、早期に情報としてそれぞれの組合に流していただきたいと希望するものですが、次の3点の事業について伺います。1番目に鳥獣害対策事業について、2番目に担い手の投資に対する支援事業について、3番目に食育の推進事業についてどう対応できるのかお伺いをしたいというふうに思っています。

5番目に、保健福祉行政についてですが、日本の少子高齢化はいろいろな制度や経済、地方行政に大きく影響を与えています。団塊の世代の退職による生産人口の減少は、社会構造を大きく変えていくことになると思います。名寄市の町内会活動の原動力は退職者だったり、あるいはパークゴルフの上級者はほとんどが年配者であります。医学の進歩で健康で長生きをする時代でございますが、社会保障を支える世代の減少で、先々の負担が懸念されております。本年4月より国民健康保険制度が2税方式から3税方式に改革され、後期高齢者医療制度が導入されますが、市民への周知について伺います。

また、名寄市の健康診断の受診率は極めて低い状況ですが、新制度では特定健診、特定保健指導の義務化と受診率に応じた負担率が明記されていますが、実施対策について伺います。

次に、子供を健やかに産み育てる環境づくりですが、子育て支援センターの実態と今後について伺いをいたします。

また、ことしから実施されるこにちは赤ちゃん事業の内容と職員体制についても伺いをいたします。

6番目、環境問題についてですが、環境問題の具体的な取り組みについて、現代から未来にかけて大きなテーマとして地球環境問題があります。私たちは、自然の恩恵を受けながら、その保全のために労力や費用を負担することは無関心で、ことしは北海道洞爺湖サミットが開催され、環境サミットとして位置づけられています。この機会に多様化する環境問題に的確に対応し、リサイクルシステムの確立や実効性のある地球温暖化対策、森林の適正な整備、保全など、持続可能な社会づくりに向けた取り組みを着実に展開しなければならないと思います。今後どのような環境問題の取り組みや環境関連の事業を行うか伺います。

まず、リサイクルの推進及びごみの減量化等の啓蒙活動についてはどのように行われているのか伺いをいたします。

次に、市役所内の認識とその取り組みについて伺いをいたします。

国の機関でもCO₂の削減対策としてバイオエネルギーの開発をしておりますが、名寄市の研究会活動についてと廃食用油の再利用の今後について伺いをいたします。

最後になりましたけれども、7番目、教育行政について伺います。文部科学省は、中央教育審議会の答申に沿って新学習指導要領案をまとめました。算数、数学、理科を中心に前回削除した単元を復活し、知識の習得と活用力を育成し、また英語も小学校高学年で初めて必修化するなど、授業

時間数を小中学校とも30年ぶりにふやし、ゆとり教育からの転換を図りました。また、教育基本法改正を受けて、伝統や文化に関する内容を盛り込み、道徳教育も充実を図ろうとしています。これは、10年前に改正された指導要領が学力低下を招いたとの批判があり、今回の全面的な見直しにつながったものであります。特に北海道では、昨年4月に43年ぶりに実施された全国学力テストで、小学校では全国46位、中学校では全国44位と低迷し、道教委としても学力向上策を示しています。

そこで、名寄市における学力対策についてですが、道教委は全小中学校に対し改善計画の提出を求めています。名寄市の改善計画はどのようなものか伺います。

2番目に、学力向上に向けた現場からの提案を受けて、現実可能なものについては各教育委員会、道教委が支援するとありますが、名寄市の取り組みはあるのかないのか伺います。

次に、新学習指導要領への名寄市の対応について伺います。完全実施までは少し時間がありますが、どのような方針で取り組みをするのか伺います。

次に、総合学習の時間は削減されますが、今まで取り組んだ評価などの検証と今後の方向性をどのように考えているのか伺います。

次、今回の改正にも保護者からいろんな意見があると思いますが、特に道徳教育は家庭や地域に及ぶ可能性があり、保護者の理解と協力が不可欠と思われそうですが、考え方を伺います。

3番目として、学校給食の安全性について伺います。給食の安全性については慎重の上に慎重を重ねていると思いますが、商品の偽装など予期せぬ事態が起きる可能性はぬぐい去ることができません。それだけに担当職員の気苦労、努力には敬意を払うものですが、今回のさまざまな事件に対し多くの問い合わせがあったと思います。しかし、安全対策の情報公開は常に必要であり、子供の安

全と父母の安心をさらに増していかなければなりません。

そこで、食材の地場農畜産物の利用率と、通告には中国産食品の利用状況とありますが、利用はないということですので、外国産食品の利用の有無について伺います。

今後地場産の特産品をできる限り利用率を高めるとしたら、献立や給食費にどの程度影響が出るのかを伺います。

教育執行方針でも報告されていますが、学校給食供給施設の現状と整備方針についてお伺いをいたします。

以上、大変多くなりましたが、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。黒井議員から大きな項目で7項目について御質問いただきました。最後の教育行政については藤原教育長から答弁をさせ、順次私からお答えを申し上げます。

平成20年度予算の執行方針等も含めてのお尋ねをいただきました。最初に、市政推進の基本的な考え方とその取り組みについて、平成20年度への反映と民意にどの程度こたえたかということにつきましては、一括してお答えをさせていただきます。地方分権下における行政運営、とりわけすべての市民ニーズにこたえるだけの財源確保が困難な時代にあっては、行政のスリム化とまちづくりへの市民参画が欠かせないものと考えております。新市建設計画や新総合計画の理念を貫いているのは、第1に市民と協働のまちづくりであります。情報を市民にしっかりと公開し、市民参画を制度として位置づける（仮称）自治基本条例の制定作業を進めてまいります。また、この条例は精神条例ではありません。名寄市の憲法ともいべき条例が具体的に機能するように、地域連絡協議会の立ち上げもあわせて進めてまいります。こ

うしたまちづくりを進めていくためには、財政基盤の安定が必要であります。市税や地方交付税の伸びが見込めない中であって、行政のスリム化と事業や施策の選択は必然であると考えております。平成19年度内に総合計画推進市民委員会を立ち上げ、総合計画の進行管理、行財政改革についても検討をいただき、スピード感を持って進めてまいりたいと考えております。まちが元気になるためには、名寄地区、風連地区ともに町中のにぎわいづくりが不可欠であると考えております。市民の皆さんの意見を伺いながら、中心市街地活性化の計画策定に向けて作業を進めてまいります。平成20年度の一般会計につきましては、質問の中にもありましたように極めて厳しい中ではありましたが、総合計画に盛り込まれた多くの事業を取り込み、市民ニーズにこたえた予算であると考えております。いずれにいたしましても、市民参画と協働のまちづくりを基本に、各種施策の推進に全力で取り組んでまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、基金と財政運営についてのお尋ねでございます。市政執行方針の中でも申し上げましたが、平成20年度は多額の基金を取り崩し、予算編成をしたことから、財政調整的な基金である財政調整基金はほぼ底をつき、基金に依存した財政運営も限界に来ており、平成21年度編成は大変厳しい状況になっております。財政調整基金につきましては、20年度の取り崩しを含めて年度末には非常に少ないという現実でございますが、20年度末の見込みを2億5,200万円程度と見込んでおります。これには、平成19年度の決算剰余金、幾らかでも積み上げをしていきたいと考えているところでございます。減債基金につきましては、現在2億600万円保有をしているわけでございますが、これにつきましては市立大学の校舎整備の際に借入れをしている満期一括債というのがございまして、これを対応していこうと、このように考えているところでございます。その他の特

定目的基金につきましては、平成20年度末の残高が20億8,200万円ということですが、このうち合併特例の基金が12億円含まれておりまして、目的に沿った充当というふうに考えております。

次に、今後の予算編成の考え方についてですが、平成20年度は行財政改革推進計画に基づき、受益と負担の適正化を図るため、使用料、手数料、あわせて負担金、補助金の全面的な見直しを予定をしており、公共施設のあり方についても全庁的に議論を進めたいと考えております。また、21年度以降の予算の編成に当たりましては、各部ごとに一般財源ベースでのシーリングをかける手法を検討しております。

次に、中期財政計画及び公債費負担適正化計画につきましては、平成19年度決算と普通交付税の本算定が終了する本年7月以降に組織のスリム化など行財政改革をしっかりと取り入れて見直し作業を進め、10月ごろには見直し後の計画を市議会や市民の皆さんにお示しをしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、行財政改革推進計画の進行管理についてでございます。平成19年2月に新名寄市行財政改革推進計画をつくっております。この策定に当たりましては、合併後の行政、職員すべてにアンケート等を実施をしながら、この計画をつくったところでは、これから一層総合計画の推進市民委員会、これらの皆さんとともに外部評価を実施する中で適切な助言と提案をいただき、業務改善や予算編成、総合計画の進行管理をしていきたいものと、このように考えているところでございます。

次に、人材育成と職員の意識の向上についてお尋ねをいただきました。職員の実務能力のレベルアップを図るために、研修所等における専門研修への参加、講習会、講演会の実施、参加を行っております。実務研修では、市の職員による専門的な職員研修を行っております。平成19年度にお

いては、平成18年度決算と自治体財政健全化法の概要、災害初動マニュアル、名寄市例規類集の読み方、使い方、AED操作などの研修を実施をいたしております。また、市職員としての資質を高めるため、男女共同参画社会、自治基本条例、市町村合併、地方分権の講演会、シンポジウム、セミナー等を企画実施、参加をしております。交通安全講習、接遇マナー研修も例年定期的に行っていくこととし、平成18年6月施行の名寄市職員倫理規程の遵守で職員が公務員としての意識をしっかりと持つことで市民との協働をより一層強めてまいりたいと考えております。

次に、組織機構の見直しについてでございます。市民の皆さんに組織のスリム化をすることでも不便をかけない、このようなことを考えているところでございまして、主に管理部門の統合を進めていこうと、このように考えております。両庁舎に配置をしている部署について、データの管理等主たる課を配置する庁舎に集中することで、組織のスリム化を図ってまいります。今後上下水道料金のシステムの統一や戸籍の電算化などの情報化が一層推進されますので、管理部門の集約化を一層進め、組織機構の見直しを図っていこうと、このように考えております。また、合併後の新たな事業として、風連地区市街地再開発事業や道の駅整備事業、名寄地区の中心市街地活性化事業や季節労働者対策事業など、さらには男女共同参画や各種農業政策など緊急かつ重点的な政策に対応するために、職員配置を伴う新たな機構を整備し、対応しておりますが、事業の進行に対応し、一定の使命を果たした部署は統合、事務量に応じて必要な部署に配置するなどの柔軟な対応を進めてまいります。

次に、定員適正化と事務事業の見直し及び統廃合についてでございます。一般事務職に限って申し上げますと、平成18年度の定年退職者7名、その他の退職者5名、年度中の退職者2名の合計14名退職に対して新規採用者は4名、19年度

定年退職者が5名、その他の退職者が3名、年度中途退職が3名の11名に対して新規採用者が6名と、このようなスリム化を進めております。ただ、4大化に向けた名寄大学の教員や診療制度の改正等に伴う看護師、保健師などの業務量の著しく増大している部門や専門性を求められる技術職員の一部では職員の採用を進めておりますので、職員全体として見た数字は申し上げたとおりにはなっておりません。今後とも合併時に確認されている退職数の1けたの場合の7割補充、2けた退職の場合の6割補充を基本としながら、さらなるスリム化に努めてまいります。

次に、事務事業の見直し及び統廃合につきましては、今議会予算委員会に資料として提出を求められている一元化が図られていない事務事業リストを御参照いただきたいのですが、総務部所管が8本、生活福祉部所管が12本、経済部所管が7本、建設水道部所管が7本、教育部所管が9本の合計43本の事務事業が統合されておりません。これらの統合を早急に進めるとともに、先ほど申し上げました管理部門の統合とあわせて効率的な行政運営を進めてまいります。

次に、市立病院のお尋ねでございます。入院、外来患者の推移と平成19年度の決算の見込みについて申し上げます。最初に、本年1月末時点の19年度の数になりますけれども、入院患者総数は9万8,831人、対前年度1,020人の減少となっています。内訳は、一般科が8万2,777人で対前年1,581人の減少、精神科が1万6,054人で対前年度561人の増加となっています。また、外来患者総数は20万3,308人で対前年6,262人の増加となっております。その内訳は、一般科が18万5,291人で対前年5,294人、精神科が1万8,017人で対前年968人といずれも増加をしております。

次に、平成19年度の決算見込みについて申し上げます。入院患者及び外来患者数が当初の目標数値をいずれも下回っていることから、収支につ

きましても昨年度に引き続き厳しい決算となることが予想されております。現時点では、病院事業収益は66億78万7,000円の見込みに対し、病院事業費用は68億5,078万7,000円と差し引き2億5,000万円の収支損が見込まれております。

次に、診療報酬の改定による影響額でございますが、質問にもございましたように20年度の改定の情報では若干のマイナスになるのではないかと、このように押さえております。当病院の入院基本料の改定では約3,000万円、画像診断料で約2,600万円の増収が見込まれますが、投薬料及び検査料のマイナス改定の影響もあり、現行と比較をして大幅な影響はない状況と考えております。また、4月より75歳以上の後期高齢者を対象にした医療制度が始まることから、後期高齢者の特性に応じた診療報酬が新設をされますが、内容から当院の収益上ではほとんど影響はないものと予想をしております。

なお、算定要件は今後訂正等の可能性がありまして、引き続き改定情報を注視し、影響額の把握に努めてまいります。

次に、医師、看護師確保の状況についてお答え申し上げます。新年度の診療体制につきましては、さきの市政執行方針でもお知らせをしておりますが、胸部心臓血管外科が1名の減となり、3名での診療となります。循環器内科が1名増の4名、また脳神経外科も1名増の5名となります。さらに、御心配をおかけしております精神科診療につきましても固定医2名による体制となり、これより昨年同様安定的な医療の確保が図られることと考えております。

次に、看護師の確保について申し上げます。医師不足と同様に新たに7対1の入院基本料ができたことで、看護師不足が問題となっております。当院では、例年より早い時期から市立名寄大学を初め各地の看護師養成機関を訪問し、看護師の確保に努めてきたところであります。この結果、本

年4月から看護業務に支障の出ない範囲で看護師数を確保することができました。しかしながら、秋に完成するICU病床を運用するためには、必ずしも十分な数とは言えませんので、年度途中での職員採用も検討しているところであります。

次に、今後の上川北部地域の医療体制についてお尋ねがございました。北海道は、本年1月8日、自治体病院等広域化・連携構想（案）を公表いたしました。自治体病院は、救急医療、高度医療や小児科医療など不採算医療を担い、地域住民の命と健康を守り、住民の健康確保ということに努めております。しかし、近年医師不足、過疎化に伴う患者の減少、診療報酬の改定などにより一般会計から多額の繰り入れを行っても極めて厳しい経営となっております。このような中で同構想の基本的な考え方は、病院ごとの担うべき医療の範囲の明確化を図り、他の医療機関との役割分担と広域連携により地域完結型の医療提供システムをどのように構築するかということであります。名寄区域は、連携の30区域の中で18番目の区域として12市町村で構成され、士別、南宗谷の2つをサブ区域として包含しております。自治体病院の方向性では、名寄市立総合病院は地方センター病院であり、引き続き第3次医療圏の中核を担うことを期待、士別市立病院は多額の不良債務を抱えているため、他の医療機関との連携のもと区域全体で同病院が担うべき機能を検討する必要があると、このように構想の中で記載をされているわけですが、上川北部地域保健医療福祉推進協議会での検討も平成19年12月から始めておまして、ここの自治体病院の財政健全化と地域医療を確保する機能、ベッド数などの規模はどの程度必要か、市町村ごとの検討を優先し、広域連携の具体的な補完の方策等についての協議はこれからと、このように考えております。

次に、士別市立病院との連携の考え方についてお尋ねがございました。具体的には、昨年9月以降病院の当事者間における連携協議を積み重ね

ております。昨年の10月に入りましてからは、士別市長と私の間において設置者としての協議等も進めているところでございますが、これらの協議の中で一定の名寄の市立病院、士別の市立病院が果たす役割についての認識についての共通点を持つことができませんでしたけれども、医師等の配置については設置者だけでの問題解決ということになっていないということでありまして、これらについては旭川医科大学、北海道も含めた4者における連携協議ということにしっかり取り組まなければ統合等の方針が出せない、こういう状況がございまして、現在は、総務省から公立病院改革のガイドラインが出されておまして、平成20年度中に策定をしなければならない。このガイドラインに基づく計画には、3年以内に収支を黒字にする財務改善、独自の経営努力では達成できない場合は経営形態の見直し、再編等を求められているものでございます。今後士別市立病院との連携については、引き続いて協議を深めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、経営改善と運営改革についてということで、副院長に看護職の登用というような御提言がございました。近年看護職副院長を配置している病院がふえておまして、これは昨年の調査でございまして、全国で168ございまして、道内では、民間医療機関のほかに公的機関では旭川医科大学、自治体病院では市立札幌病院で看護職副院長が登用されております。その主なメリットとしては、医師が独占してきたポストに看護職を充てることで看護職全体の責任意識が高められる。2点目には、これまで診療科ごとに分かれた病床の管理を一括して任せるなど効率的な運営が図られる。3点目は、看護職のトップが病院経営にかかわること、病院職員の6割以上を占める看護職のコスト意識向上や離職防止に役立つ。4点目には、看護職のやる気が高まれば患者中心のサービス向上と利用増も期待できると、このように考えております。現在当院では、副院長は1名ということ

ございまして、決して職種を医師に限定しているわけではありません。今後検討していく課題と、このように考えているところでございます。

次に、地方公営企業法の全部適用についてのお尋ねでございます。病院事業に対する経営形態の見直しについては、1つには地方公営企業法の全部適用、2点目には地方独立行政法人化、3つ目には指定管理者制度の導入、4点目には民間譲渡と、このような選択肢が考えられるわけですが、いずれにいたしましても経営形態の見直しが所期の効果を上げるためには人事、予算等にかかわる実質的な権限が新たな経営責任者に付与され、経営責任者においては自立的な意思決定が行われる一方で、その結果に関する評価及び責任は経営責任者に期することとあり、この経営に関する権限と責任が明確に一本化する運用が担保される必要があります。御質問の地方公営企業法の全部適用については、平成15年5月に報告をされた自治体病院の経営改善策に関する報告書では、平成15年度で全部適用病院が全国で136あり、200床以上の病院の医療収支比率の平均は管理者が医師以外では85.8%、管理者が医師では90.6%と一部適用病院の91%という大きな差がない状況にあります。経営が悪い病院が全部適用に踏み切るといふ事情もありますが、全部適用にして経営が即改善されるということでもないものと考えております。当院も経営形態の見直しを図るときには、このような背景を念頭に置き、検討をしていくこととしております。

次に、商工業行政についてお答えを申し上げます。中心市街地活性化の今後の取り組みについてということで、設立検討会の協議内容と要望事項についてお尋ねをいただきました。中心市街地活性化の基本計画策定に向けてこれまで商工会議所、関係機関と協議をしておりますが、基本計画にのせる具体的な事業プランの検討を行うため、中心市街地活性化協議会設立検討会を商工会議所と合同で本年1月15日に立ち上げ、上川支庁のアド

バイスもいただきながら、会議を進めております。素案原案の作成、協議会の準備会に向けた会議で、その内容は中心市街地におけるハード、ソフトの事業検討を行っているところです。基本計画の認定につきましては、1つに5年以内の計画期間、居住人口など定量的指標による目標、2には活性化に寄与、市街地整備、都市福利施設、まちなか居住、商業活性化、公共交通ほか、3点目には事業主体の確立、スケジュールの明確化など実施の確実性でありますので、設立検討会においてこれらの調整を行って原案作成に臨みたいと考えております。また、商工会議所からの要望書につきましては、昨年12月5日と今年2月8日に受けております。要望内容は、基本計画での公共的事業の提案、2番目に協議会組織の運営支援と財政支援、3番目には協議会組織への参画、4番目にはコンパクトシティへの永続的取り組みとなっております。これらは、設立検討会における内部協議においても十分な確認を行い、情報共有を行い、状況判断をしてまいりたいと考えております。

次に、計画の実効性に向けた課題の整理についてお尋ねをいただきました。さきに述べましたように、基本計画につきましては5年以内の計画期間となっておりますので、必ず実行できる事業を取り組んでいくことが要求されており、それぞれ指標を示し、数字での報告も求められております。また、市民のまちづくりに対する考え、民間主導による事業展開が期待されています。前回の基本計画とは大きく違い、実行の可能性が強く求められるものになっており、より一層事業選択が必要と考えております。商工会議所特別委員会での報告については、各事業において考えられる事柄が明らかにされておまして、その中から公共、民間を含め何が求められているのか、何を優先していくのが精査も求められております。現在地域での話し合いが持たれていますが、その中でも商店街からの情報発信が少ないことが指摘をされておりますし、各地区、地域で述べられた意見を検

討会の中でも協議をしまいであります。コープさっぽろの動きにつきましては、昨年11月進出計画が明らかになり、地元経済界を含めた協議など対応しておりますが、現在のところ申し入れのあった状況から大きく変わっておりません。商工会議所、商店街と協議を進めながら、早急に考え方をまとめていかなければならないと考えております。

次に、ポスフルの影響と今後についてお答えをいたします。名寄市の小売業の面積は、平成16年商業統計調査では全体で4万1,436平方メートル、市街地は2万6,275平方メートル、徳田地区が1万5,161平方メートルとなっており、大規模小売店舗立地法によるポスフルの面積は1万6,547平方メートル、これを加えますと徳田地区が3万1,708平方メートルとなり、全体の54.7%を占めることとなります。小売業の年間販売額は、平成16年度で380億4,900万円、ポスフルの年間売り上げ計画では直営で40億円、テナントで約15億円、飲食部門で計5億円、合計60億円と見ております。名寄市は、他市町村からの流入による購買、買い上げが多い都市形態になっておりますが、名寄市の小売業者のみならず、他市町村の小売業者にも大きな影響が生じるものと考えております。大型店の立地により新たな購買の場が提供される一方で、地域の生活を支える中心市街地の購買環境の変化をもたらすと、これが中心市街地のにぎわいづくり、魅力ある市街地の形成推進が困難になることが予想されることから、商工会議所、商店街連合会、市民の皆さんからの御意見をいただきながら、市街地活性化に向けた取り組みを推進していかねばならないと考えております。

次に、ポスフルに対する要望書の内容と今後の課題についてお尋ねがございました。今春4月にオープン予定のポスフル名寄店の出店に当たり、昨年6月定例市議会の名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会でイオン北海道、植村社長からの地域貢献重視などの発言内容の確認と行政

として懸念される事項について庁内で取りまとめ、昨年12月18日イオン北海道を訪れ、要望を行ってまいりました。要望の内容につきましては、植村社長が発言をした地元貢献の事項を必ず実行すること、地元貢献などの実行に当たり、関係機関との調整が必要であり、名寄店の責任者が責任を持って対応すること、店舗所在町内会とは連絡を密にし、問題が生じた場合は責任を持って対応すること、ほかには交通問題で交通整理員を配置するなど円滑な誘導に努め事故防止を図ること、環境対策ではごみの分別の厳守とアイドリングストップによる大気汚染防止、青少年対策、ポスフルがシャトルバスを運行する場合の事前協議、雇用問題、公設卸売市場からの仕入れ等について、また星の観測に支障とならない照明設備などを含め12項目となっております。本年1月16日に回答書を受理しておりますが、今後も状況を注視しながら、生活環境保持等に対する影響が懸念されるときは改めて改善策を求めてまいります。

次に、中小企業振興資金と企業立地条例のお尋ねについて申し上げます。活用、利用実績と問い合わせ相談内容等についてのお尋ねでございますが、平成19年度における実績では中小企業振興条例に基づく補助金につきましては、融資にかかわる保証料、利子の助成を除きますと直接事業への補助金は平成20年2月末現在で16件、約550万円の実績、3月末で7件、60万円の見込みであります。主なものとしては、町中のにぎわいづくりのための商店街等が企画するコミュニティー事業3件、130万円、空き店舗等での商業行為を行う際の家賃助成をする空き地空き店舗活用事業1件、48万円、中心市街地の重点区域内での事務所等の新築、増改築設備導入の経費を助成する中心市街地近代化事業1件、244万円、また今年度より新設をいたしました新たな試みを応援するチャレンジ支援事業の新規創業支援事業1件、100万円などがございます。このうちチャレンジ支援事業については、具体的な計画には

なっていない新規創業を計画している方から数件の問い合わせがございました。企業立地促進条例に基づく補助金につきましては、建物、設備に対する設置費補助1件、400万円、平成18年度に設置費、雇用奨励補助を行った指定事業者に対する雇用奨励2年次目1件、30万円の補助をいたしております。これらの補助金につきましては、主に工場、物の加工、製造を行う施設が対象となっておりますが、平成19年度においては正式な助成申請、指定の申請は受けておりませんが、平成20年度事業着手を予定している事業所から2件ほどの問い合わせが来ているところであります。

次に、実態に沿った条例の見直しが必要との意見でございます。中小企業振興条例については、旧名寄市において平成15年度に改正してから昨年度まで4年間、合併を挟み、それをベースに支援策として取り組んでまいりました。この間商工業を取り巻く状況は大きく変化しております。そこで、平成18年度の中小企業振興審議会で御意見を伺いながら、この平成19年度に規則を一部改正し、支援策の見直しを行っております。この改正につきましては、これまで利用実績を考慮し、集約できるものは集約し、利用がなかったものについて廃止できるものは廃止していく。また、中小企業の主体的な取り組みについて支援すべく、新たなメニュー、先ほどの話にもございましたが、チャレンジ支援事業等の創設もいたしております。今後も利用実績の分析を初めとして商工会議所、商工会とも協議し、利用しやすい制度については中小企業振興審議会に諮り、随時検討してまいります。企業立地促進条例についてもこの平成19年度に一部条例を改正し、補助限度額等の改正を行いました。企業立地促進条例の対象業種は、工場、ソフトウェア業、試験研究施設または旅館等であり、過疎地域自立促進特別措置法に基づいたものとなっております。その他の業種の振興策については、中小企業振興条例に基づく補助メニューと照らし合わせながら、引き続き制度の調整を

行ってまいります。

次に、雇用対策についてお答えをいたします。季節労働者冬期雇用対策として、上川北部人材開発センターにおいて毎年1月から3月の3カ月間建設業で働く従業員を対象とした国の認定講習が行われております。認定講習の要件としては、事業主は認定訓練期間中従業員の賃金を支払うこととなりますが、支払われた賃金は6カ月から8カ月ほど後に国からの助成金が事業主に支払われております。国から助成金が入ってくるまでの間、事業主の負担となることから、その負担軽減を図るため、市が金融機関に所要の額を預託することによって、事業主は金融機関から無利子で貸し付けを受けることができ、その上からも中小企業従業員の通年雇用につなげようと今回新たに中小企業通年化支援資金貸付制度を創設したものでございます。

次に、市内における求人倍率と最近の傾向についてお答えをいたします。名寄公共職業安定所管内の1月期における雇用情勢は、民間有効求人倍率は0.63倍で、前年比で0.06ポイント、前年同月比で0.20ポイント上回っております。新規求人数は191人で、前月比で39.2%、前年同月比で5.4%の減少となっており、また新規求職者数は339人で、前月比で56.2%、前年同月比で22.4%の増加となっております。産業別の前年同月比では、卸小売業、金融、保険などで減少し、医療、福祉、サービス業などでは増加となっております。今春の大型店のオープンに伴い、一般的に求人増になってはいますが、景気、雇用環境は依然として厳しい状況にあると認識しており、今後とも経済団体、関係機関と連携し、的確な情報の提供に努めてまいります。

次に、観光の振興についてお答えをいたします。情報発信とその成果についてでございます。観光の振興において情報の発信は欠かすことのできないものであります。市といたしましても交流人口の拡大を地域振興策と考え、動きのあるまちづく

りを推進してまいりました。地元の自然や気象現象を内外に発信するとともに、スキー場、健康の森、サンピラーパーク、カーリング場、天文台、博物館などの施設を使い、体験型を取り入れた観光、地場の産物を組み込んで、安全、安心と健康を柱とする物産による情報発信などに努めていかなければならないと考えております。また、4月オープン道の駅からの情報発信も大きな拠点施設になると考えております。今回の韓国旅行代理店等招聘事業は、昨年10月に韓国ソウル市で行われましたあさひかわ観光誘致宣伝協議会の韓国冬季観光プロモーション事業になよろ観光まちづくり協会、名寄振興公社が参加し、その後関係者の努力により本事業の展開となったところで、旅行代理店は帰国後すぐに組み立てを行い、早速ツアー内容の照会等が来ていますので、観光まちづくり協会、ホテル、旅館業、商店街、料飲店組合など関係団体が連携して対応や接客マナー、外国語表記などの受け入れの充実に努めていくことにしております。名寄市を訪れる方々にもてなしの心をしっかりと伝えていく努力が次の事業展開につながり、交流人口拡大に結びついていくものと思っております。

次に、道の駅との連携についてお答えをいたします。道の駅は、交流観光施設の大きな拠点であると考えております。情報の発信はもとより情報を共有ができ、道の駅を通じた地域興しが始まるものと考えております。道の駅の機能として休憩、情報発信、地域の連携、大きく3つが言われており、このことがまちの個性を豊かにすると言われております。特に道の駅施設内では、主な観光施設を表示した観光案内板マップの設置を行い、情報の発信をいたしますが、さらにエフエムなよろのブースを設置して、そこから観光イベント情報の提供を図りたいと考えております。先月27日に行われました道の駅サミットにおいても天塩川沿線の各道の駅に共通するコンセプトの統一化ができないか、5月連休に合わせて何か事業を取り

組みたいなど、天塩川というキーワードでのブランドの構築などの意見が出ておりました。意見を十分に参考にさせていただきながら、地域連携を行い、道の駅を情報発信、地域発展の核として生かしてまいりたいと考えております。

次に、農業行政について、最初に農業振興政策についての中で担い手支援事業の推進についてお答えをいたします。農業・農村振興計画においても基本計画の柱の一つと位置づけて、農業担い手の育成確保を図っているところであります。特に近年高齢者を中心に離農が加速され、その農地は結果として若い担い手に集積をされる状況になっており、有利な資金、補助事業が必要と考えております。国の制度においては、農地や機械等の取得にスーパーL資金の無利子措置や農業機械、施設に対する投資費用の一部支援などの対策が講じられており、有効に活用してまいりたいと考えております。当市においても若い担い手を育成するため、農業青年チャレンジ事業、農業青年活動支援事業、地域農業担い手育成事業、新規就農者支援事業や融資事業の農業振興資金により支援してまいります。また、産地づくり交付金の活用においても農地集積の場合、担い手経営拡大支援対策により支援をしているところであります。いずれにいたしましても、国や道の施策を有効に活用しつつ、農業担い手の育成確保事業を積極的に推進し、名寄市農業の持続的、安定的発展に努めてまいります。

次に、小規模経営者に対する支援についてのお尋ねでございます。国の施策が大規模担い手農業の育成を目指し、米、麦、大豆等の土地利用型農業に施策が集中している状況の中で、当市は施設園芸や路地野菜、花卉などを中心とした集約栽培農家もあり、その多くは健全経営者でございます。平成20年度における支援策については、直接農家に支援をするということではありませんが、JAが実施をするバレイショ貯蔵施設と野菜の真空予冷施設に支援をしております。また、産地

づくり交付金の活用において、施設園芸作物のアスパラ、ナガネギ、イチゴ、トマト、花卉等については反当7万円、路地野菜には4万円と厚い支援をしております。また、農業支援システム定着促進事業により農作業受委託やコントラクター事業により支援をしているところでございます。小規模農家であっても営農類型によっては十分経営が成り立つよう支援してまいります。

次に、集落営農への取り組み状況でございます。平成18年当時水田・畑作経営所得安定対策の導入に向けて地域懇談会、全体説明会、先進地視察等を実施し、本市における集落営農の可能性を模索してまいりましたが、地域や農家個々にその意識は低く、さらに名寄市は知事特例で面積要件が6.8ヘクタールになったこともありまして、集落営農への取り組みは難しいと判断をしたところでございます。しかし、今後の農業経営のあり方として経営の独立や取引先の信用力向上、就業条件の整備、有能な人材確保を図るため、農業法人化については推進していきたいと考えており、その前段として農業委員会が中心となって推進している家族経営協定の締結農家を促進してまいります。

次に、水田・畑作経営所得安定対策の改善策とその影響についてでございます。本対策は、品目横断的経営安定対策から名称が変更となり、地域の要望にこたえ、実態に即した見直しが行われているというふうに押さえております。主な見直しの内容につきましては、1つは面積要件が見直され、地域水田農業ビジョンに位置づけされている地域の担い手については市町村の判断で本対策に加入できるようになりました。2つ目は、北海道や九州などの先進的な小麦産地やてん菜産地においては、地域の生産力に見合った収入が確保されるよう本対策とは別途の支援策が講じられました。3つ目は、収入減少緩和対策の充実で、万が一収入減少が10%を超えることがあった場合には、10%を超える収入減少に対して農家の積立金の拠出なしに国の負担分による補てんが行われるこ

ととなりました。4つ目には、交付金の早期払い、申請手続の簡素化が図られることになっております。まだ詳細が示されていない段階ですが、本市においては面積要件の見直しで約50戸が新たに加入できる可能性があると考えており、JA等関係機関、団体と連携協力して制度改正の迅速かつ適正な対応をしております。

次に、企業等の農業参入についてお答えをいたします。平成17年2月の農林業センサスによりますと、名寄市においては耕作放棄地が59ヘクタール存在しており、農業者の高齢化、後継者不足などから、今後においてさらに耕作放棄地の発生が懸念されることを踏まえ、耕作放棄地の解消対策の一環として、市、JA、農業委員会において協議検討を重ねてまいりました。その結果として、特定法人貸付事業の導入に向け、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の見直しを進めているところであります。参入企業の決定に当たっては、特定法人貸付事業実施要綱を設置し、特定法人審査会設置規定に基づき、十分な協議、審査を行い、名寄市農業・農村振興審議会に諮問し、調査、審議の上、承認決定することとしております。

なお、農業経営に意欲を持って取り組んでも成果が上がらず、志半ばにしてリタイアする可能性も示唆されておりますが、事業の参入に当たっては審査会の中で十分な精査を行うこととし、万が一の場合を想定し、契約の解除に伴う農用地の地権者への返還または借賃の納入を前払いとする対策等を講じてまいります。

次に、農業政策の有効的な取り組みについて、鳥獣害の対策事業についてお答えをいたします。国は、鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための新法、鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が2月21日に施行されました。内容は、国の基本方針に基づき、市町村が被害防止計画を策定した場合、都道府県にかわって市町村みずから被害防止のた

めの鳥獣捕獲許可の権限が行使できることとなっており、財政面では交付税の拡充や補助事業が受けられることになっております。補助事業は、鳥獣害防止総合対策事業と称し、鳥獣害防止総合計画を策定した地域において個体数調整、被害防除、生息環境管理の取り組みを進め、具体的には狩猟者の減少に対応した捕獲体制の整備、捕獲鳥獣を地域資源として活用する処理加工施設の整備、侵入防止策の整備、箱縄、捕獲機材の整備などの対策について補助が受けられることになっております。当市においてもここ数年エゾシカの被害が増加しており、JA調査によりますと平成16年1,340万円、平成17年2,050万円、平成18年3,500万円と被害額がふえております。これまでも猟友会に依頼しての駆除や農家みずからのわなによる駆除のほか、中山間事業を活用して電牧柵の設置による侵入防止を図って対応しているところです。新規事業の取り組みに当たりましては、まだ詳細な情報を得ておりませんので、内容を精査し、関係団体と協議検討してまいります。

次に、担い手の当市に対する支援事業についてお答えをいたします。国は、平成19年度から水田・畑作経営所得安定対策の導入に伴い、各種の担い手育成、確保支援対策を予算化し、事業の効果的な推進を図っております。当市においてもJAと協議し、農家に事業の周知を図りながら、事業の採択に向けて努力をしてまいりました。平成19年度の事業の実績としては、担い手経営革新モデルの実験事業、採択2戸、補助金4,622万円、特定対象農産物の生産支援事業、採択23戸、補助金6,075万円、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業、採択1戸、補助金920万2,000円、スーパーL資金の無利子措置、対象42戸、融資額4億5,017万円となっております。平成19年度は、採択要件のハードルが高いことや予算が十分確保されていない状況から、希望を満たす状況にならなかった実態でございます。平成20年度の事業実施に向けては、既に農家にお

ろしている事業もございいますが、採択要件の緩和や予算も上積みされていることから、事業の採択に向けJAと連携して取り組んでまいります。

次に、食育の推進についてお答えをいたします。平成17年6月食育基本法が制定され、国ではその推進のために食育関連予算を計上し、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省ごとに対策を講じております。交付金事業、補助事業の採択にはハードルが高いことや実態に合わないなどの課題がありますが、現行の各種事業の活用について当市が進める食育推進に有効で可能かどうか検討してまいります。

次に、保健福祉行政についてお答えをいたします。後期高齢者医療制度の市民周知についてお尋ねがありました。本年4月からスタートする後期高齢者医療制度については、これまでも広域連合はパンフレットやテレビ等を活用して市は広報紙で周知を図っております。さらに、昨年11月まちづくり懇談会を14カ所、本年1月から老人クラブや町内会に出前トークによる説明会49カ所を開催しているところであります。説明会では、年齢要件でこれまでの保険からこの保険へ移行すると、医療給付内容や窓口負担に変更ないこと、保険料の早見表を配り、国保税と比べると保険料が若干低目になったこと等を説明してまいりました。参加された方の反応はよかったと認識をしておりますが、3月下旬には既に75歳に到達されている方に保険証の送付が始まり、また年金年額が18万円以上の方には4月の年金から保険料の引き落としが始まります。説明会に参加できなかった方には、保険証の送付や年金引き落としの通知により戸惑うことも想定され、これらの方に対する窓口や電話による対応についてきめ細かい説明を行い、理解を得られるよう努めてまいります。

次に、特定健診、特定保健指導の実施対策についてでございます。名寄市の国保が行う特定健診と特定保健指導の実施計画では、検査対象となっている被保険者数は約6,000人で、平成25年

度における健診率の到達目標値は65%となっております。本年度は初年度であり、このうち25%の実施を目標として準備を進めております。なお、目標が達成されない場合、ペナルティーが科されるので、計画的に健診率の向上を図ってまいります。健診の実施方法は、保健センターで行う集団検診方式、旭川がんセンターに向く個別検診方式、さらに人間ドックを受診する3方式を計画しております。特定健診の自己負担額については、国及び道から一定割合で助成があり、健診率向上のためこれまでと同様に国保被保険者については無料で実施してまいります。健診の実施時期については、地域や産業形態に配慮し、嘱託保健師1名を新たに配置し、体制を強化し、特定健診及び特定保健事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援センターの実態と今後についてお答えをいたします。子育て支援センターにつきましては、現在名寄地区に中央保育所のちゅうりっぷと東保育所のさくらんぼの2カ所にほっと21の施設も活用をしながら週5日間、風連地区は委託事業で風連さくら保育園のこぐまで週3日間子育て支援センターを開設し、保育士をそれぞれ2人配置して、育児の悩み相談、絵本の貸し出し、お母さん同士の情報交換の場の確保などに取り組んでおります。2月末までの延べ利用人員は、中央保育所が2,417人、東保育所が2,953人、ほっと21、4,296人、風連さくら保育園1,896人となっております。また、設置数につきましては平成17年度に策定いたしております次世代育成支援行動計画、名寄ひまわり子育てプランでは、平成21年度末の目標を3カ所と予定しておりました。しかしながら、現在平成21年4月1日をめどに中央保育所を閉鎖して認定こども園を開設をする計画を進めており、この認定こども園は子育て機能が必置となっておりますので、利用状況を見ながら対応してまいります。

次に、こんにちは赤ちゃん事業についてお答え

をいたします。近年少子化や核家族化の進行により子供とのかかわりが少ないまま親になる場合が多く見られ、父親の育児参加は進んでいるものの、周囲からの支援が少ない中で孤軍奮闘している子育て家庭が増加しています。こんにちは赤ちゃん事業では、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の健康状態の把握や子育てのさまざまな不安や悩みを聞き相談に応ずるほか、子育て支援に関する情報提供を行うなど事業を展開してまいります。特にこの時期に適切な支援を行うことは、子育てに不安を持つ親にとって心強いサポートであり、近年問題となっております児童虐待の未然防止と早期発見につながることもあり、大変重要なものと考えております。直接家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握と助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供に結びつけてまいります。訪問の対象は、赤ちゃんの産まれた全世帯で名寄地区270件、風連地区30件、その他里帰り中20件、計320件を予定しております。実施に当たっては、嘱託保健師1名を専門に配置し、従来から実施してまいりました新生児訪問や子育て教室を拡充する形で取り組んでまいります。

次に、環境問題についてお答えをいたします。環境問題の具体的な取り組みについて、最初にリサイクルの推進、ごみ減量化等についての今後の啓蒙活動についてのお尋ねでございます。環境問題の一つとして、廃棄物対策も重要な課題であり、リサイクルの推進とごみ減量化はCO₂の削減、資源の節約に深く関連性があります。これまで家庭系ごみの有料化の取り組み、分別収集の実施と啓発活動により総排出量の減少と資源化が推進されましたが、時の経過で総排出量はほぼ横ばいの状況となっております。少子高齢化が進行する中で、資源集団回収実施団体回収量の減少と総排出量に占める事業系ごみの比率が高くなり、取り組まな

ければならない課題が明らかになっております。最近のリサイクル及びごみ減量化の取り組みとして、紙製容器の分別、レジ袋抑制、廃食用油の資源化などがありますが、量的効果のほか周知啓発効果が期待でき、今後もさまざまな分野に拡大してまいりたいと考えております。本年7月に北海道洞爺湖で環境サミットが開催をされます。新たな取り組みとして、地球温暖化防止対策に関する講演会の開催や各学校での巡回パネル展等を企画し、ごみ減量化やリサイクルの推進が環境にどのように影響するかなどを紹介することにより、意識の高揚を図ってまいります。

次に、市役所内の認識と取り組みについてお答えをいたします。地域温暖化防止対策の中で、市役所も地域内における最大規模の温室効果ガスを排出する事業者と認識し、平成16年度から行財政改革推進計画と連動する中で、ウオームビズの奨励等、励行等で削減対策に取り組んでおり、結果も公表してまいりました。本年3月末に平成23年度までの5年間を計画期間とし、二酸化炭素排出量の削減、目標数値を設定した市役所みずから取り組む名寄市地球温暖化防止実行計画を取りまとめ、暖房燃料、電気、水道料など光熱水費のほか、車燃料など各部における進行管理を検証し、一層の削減に取り組んでまいります。

なお、計画書に職員の家庭における地球温暖化防止対策を実行し、地域への浸透、推進の役割を担うよう明記したいと考えております。

次に、バイオエネルギー、廃食用油の再利用の今後についてお答えをいたします。昨年9月から給食センター等の市公共施設から排出される廃食用油のリサイクルを実施しており、本年2月に市内業者と協定を結び、その提供した量の20%相当のバイオディーゼル燃料を市に還元をしていただくことになりました。提供された燃料は、軽油の代替燃料として公用車に活用し、地球温暖化防止対策及びごみ減量化の広報活動に役立てたいと考えております。また、飲食店等事業者には既に

ごみ減量化と有価物として照会を行っており、今後は一般市民を対象に市役所庁舎など拠点回収や町内会等の団体による回収システムの構築に取り組んでまいります。バイオエネルギーの取り組みとしては、名寄市、名寄市立大学、農協等産学官で組織された道北型アグリエネルギーE10研究会で現在稲わらなどソフトセルロースの利活用を中心に研究、協議を進めております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） おはようございます。私からは、大項目の7、教育行政について御答弁申し上げます。

初めに、(1)、名寄市における学力対策につきましては、①と②が関連ございますので、まとめてお答えを申し上げたいと思います。御案内のとおり昨年4月24日に全国学力・学習状況調査が実施され、10月24日にはその集計結果が出されました。このことを受けて名寄市教育委員会では10月31日に名寄市教育研究所に学力向上に向けての改善方策についての検討を依頼したところであります。名寄市教育研究所では、市内各学校から国語、算数、数学の専門教員を招集して、全国学力・学習状況調査指導改善検討委員会を設置して、名寄市における子供たちの学力の状況を分析いたしました。さらに、各学校における今後の指導改善策を検討し、それに適した効果的な実践例を各学校から集めたものを指導改善プランとしてまとめ、本年1月10日に名寄市教育委員会に答申をいたしました。あわせて1月31日に開催されました名寄市教育研究発表大会におきまして、市内全教職員にこの指導改善プランを配付、説明して、各学校において実践を進めていくこととしたところであります。この指導改善プランは、まさしく学校現場からの提案であり、名寄市の取り組みは全道的にも高く評価されております。文部科学省が今年度学力向上に向け、学校の支援策として打ち出した学校改善支援促進事業に

おきましては、道内を4ブロックに分け、各ブロックごとに1地区を指定して支援事業を行うこととしておりますが、上川、宗谷、留萌、網走の各管内で構成する道北ブロックにおきましては、名寄市がこの地域指定を受け、学校改善プランとしてこの取り組みを広く全道に発信することになっております。名寄市教育委員会といたしましては、今後とも子供たちの学力の向上に向け、各学校の取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、(2)、学習指導要領案への名寄市の対応についてのうち、①、完全実施に向けた取り組み方針についてお答え申し上げます。文部科学省が公表いたしました新しい学習指導要領案によりますと、現行の学習指導要領における生きる力をはぐくむという理念を実現するための具体的な手だてを確立するとの観点から、言語活動や理数教育の充実、伝統や文化に関する教育、道徳教育や体験活動、外国語教育の充実をうたっております。また、これを実現するために小中学校においては総授業時間数を増加して確かな学力の定着を図るとしてあります。完全実施までの取り組みについてであります。文部科学省では今年3月末に告示を行い、その後1年間の周知期間を設け、平成21年4月から移行措置を開始するとともに、一部先行実施を行い、小学校においては平成23年度から、中学校においては平成24年度から全面实施する予定となっております。名寄市教育委員会といたしましては、平成20年度において各学校における新学習指導要領についての研修を行うとともに、名寄市が行っております国際理解教育や各学校がそれぞれの地域の特色を生かして進めてきておりますさまざまな教育活動と新しい学習指導要領との整合性を図り、平成21年度から始まります移行期間において教育課程の編成を遺漏なく進めていけるよう指導してまいります。

次に、②、総合学習の検証と今後の取り組みについてであります。総合的な学習の時間につき

ましては現行の指導要領では小学校においては年間105から110時間、中学校では年間70から130時間の間で各学校の教育課程に基づいて行われてきております。名寄市におきましても各学校ごとに地域等の実態に合わせて、栽培活動を通じた農業体験やボランティア活動、国際理解教育としての英語活動など体験活動を中心としながら、さまざまな学習活動を展開してきており、成果を上げてきております。この総合的な学習の時間は、制度ができて6年を経過する中で、実践記録の累積などの形では成果が報告されるようになってきておりますが、ただいま議員のお話にもございましたように、確かな位置づけの中での検証は全国的に見ても十分になされてきたとは言えないものがあります。新しい学習指導要領案では、総合的な学習の時間は小学校においては70時間、中学校では50から70時間とされており、現行よりも年間の授業時間数が削減されることになり、内容的には地域の人々の暮らし、伝統文化についての学習、中学校においては職業や自己の将来に関する学習活動が新たに加えられております。名寄市教育委員会といたしましては、2名のALTと委託契約による外国人講師派遣事業により、全小学校に外国人講師を派遣して英語教育の充実を図ってまいりましたが、このたびの改定では小学校高学年に外国語活動が位置づけられたことに大きな自信を得ているところであります。今後ともこれまで各学校において取り組まれてきました総合的な学習の時間の成果を新しい学習指導要領の中に生かしていけるよう検証を重ね、各学校を支援してまいりたいと考えております。

次に、③、保護者への理解と協力のあり方についてお答え申し上げます。改訂が予定されております新学習指導要領案では、算数、理科、体育や小学校低学年の国語、また中学校の英語の充実を図るなど、それぞれの授業時間数が増加されております。また、道徳教育の充実や小学校高学年では新たに外国語活動が付加されることになってお

ります。これらのことから、1週間の授業においては小学校低学年で2時間程度、中高学年や中学生で1時間程度の授業時間が増加されることとなり、子供たちの下校時刻にも変更が生じるものと考えられます。このように学習内容とあわせて子供たちの生活リズムにも変更が出てくることから、保護者等への理解と協力は不可欠であり、広く周知をしていく必要があるものと考えております。新しい案では、1年間の周知期間を設け、その後の小学校においては2年間、中学校においては3年間の移行期間が設けられておりますが、名寄市教育委員会といたしましては正式に告示になりましたら、その周知期間等を通して教職員の研修はもとより、各学校において保護者等にも十分な理解が図れるよう保護者会や学校だよりなどあらゆる機会を通して周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、(3)、学校給食における食の安全についてお答え申し上げます。まず初めに、地場農畜産物の利用率と外国産食品の利用状況についてですが、学校給食で使用する食材の調達につきましては、端境期を除いて地場産品の活用を献立づくりの基本としております。平成18年度実績で主食のお米は、減農薬特別栽培米ほしのゆめ相当米約32トン、毎月1回行事食としての赤飯に使用するはくちょうモチ米約2.3トンの全量を年間契約で地元産を購入しております。また、主要野菜ではジャガイモが地元産57.5%、タマネギが地元産23.0%、ニンジンが35.8%、キャベツ37.0%、白菜32.6%などとなっております。肉類では、豚肉、鳥肉とも地元の肉屋さんより道内産を購入し、牛肉は使用しておりません。また、おみそは年間約2トンを使用し、そのうち約1トンは地元2農畜産加工グループより手づくりみそを購入しております。食材の調達に当たりましては、従来から地元になれば道内産、道内産がなければ道外産と指定して購入しており、外国産は使用しておりません。

次に、②、今後の献立と給食費への影響についてでございますが、現在の給食費は昨年4月の学校給食センターの統合により、違いがあった旧名寄、旧風連学校給食費の単価を合同学校給食会で検討し、統一したものであります。昨今の原油価格の高騰に伴い、学校給食用の物資価格も本年4月より乳製品、しょうゆ、みそ、小麦粉製品、食用油等において平均10から15%の値上げが予定されております。しかしながら、学校給食費は昨年改定したばかりでもあり、できる限り値上げを抑え、現在の額の範囲で良質で安全、安心な地場産を中心とした国内産の食材を使用しての学校給食の供給に努めてまいります。

次に、学校給食供給施設の現状と整備方針についてお答え申し上げます。名寄のように共同調理場方式で運営する給食施設では、全道的に主食の供給に当たり1日の調理食数が大量のため、炊飯、パン製造を民間業者に委託する方法で実施しております。名寄の学校給食も昭和41年4月にセンター方式によって全小中学校へ給食を開始して以来、民間業者に委託してまいりました。このたびその当時より炊飯、パン製造に携わっている委託業者より工場及びパン製造機ともに約50年を経過し、老朽化が顕著なことから、今後衛生面に配慮した安全、安心な学校給食を継続していくため、市の遊休施設の貸与とパン製造機の購入補助の要請がございました。教育委員会といたしましては、今後の学校給食の安定した供給を考え、学校給食の実施に必要な施設として市が設備を整えて、引き続き現委託業者に業務を委託することで検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長(小野寺一知議員) 黒井議員。

○18番(黒井 徹議員) それぞれ丁寧に答弁をいただきましてありがとうございます。ちょっと持ち時間が2時間程度という中で、ほとんど時間がないので、それぞれ再質問というわけにいきませんので、感想も含め、あるいはこれから予算

委員会も開催されますので、細部にわたっては予算委員会ということになるのではないかなというふうに思います。

それで、まずは市長の今回の市政方針あるいは予算の立て方について、それぞれ考え方を伺いました。やはり財政厳しい中でどこにめり張りをつけて予算を組むかというのは、本当に大変な作業だなというふうに思います。それぞれの分野、それぞれの業界から、あるいは市民生活レベルから、いろんな要望あるいは切望するものが多くあるのではないかなと思います。そういった意味では、トータル的なバランスが必要になってくるのではないかなというふうに思います。ただ、私としてはやっぱり市長が考える、いわゆる特徴的な事業について推進していただきたい、あるいは総合計画の前進を念頭に置いてやっていただきたいなというふうに思います。そういった中では、基幹産業の農業振興等についても十分御理解をいただいていますし、あるいは夢の持てるまちづくりでは天文台の建設を着実に進行しているということについては評価をさせていただきたいなというふうに思います。

非常に財政厳しい中での事業選択ということでございます。1つ伺っておきたいのは、合併後心の統一ということで進んでいますけれども、いろいろ行政のスリム化という中ではいつの時点からかはやはり名寄庁舎、風連庁舎の統合等も、これは考えていかなければならぬというふうに私は思っています。そういった中で将来いつの時点でそういうことを考えられるのか、市長の考え方、即統合を目指すという意味ではないですけれども、やっぱりそれは考えていかなければならぬと。いわゆる心の合併ができれば、そういう壁を取り払って1つのまとまった庁舎、まとまった執行体制というのが必要でないかなというふうに思いますので、そこを1点伺っておきたいと思えます。

それから、病院関係でございますけれども、医師の確保、看護師の確保ということについては日

常大変苦勞されているのではないかなと思います。そういった意味でいろいろ運営改革をしていくことが重要になってくると思います。士別との連携統合等については、それぞれ今協議をしていると思うのですが、先般新聞にも出ていまして、改善計画云々、あるいは累積の債務に対する無利子助成事業、補助事業も視野に入っているというようなことですが、それも7年間というふうに見ていましたけれども、士別の病院の再建計画をきちんと立てるのは難しいのではないかなという気がしていますので、なかなか統合というのは無理ですけれども、医療体系、この北部圏の医療体系を担う上で、どの程度士別と連携していけるのか、今は医師派遣等もやっていると思うのですが、そこら辺について再度伺いたいなと思います。いろいろと病院は医師派遣あるいはサテライトの中でかなりセンター病院としての役割は果たしていると思うのですが、その分医師に負担をかけているという懸念がありますので、そこら辺も含めて1点伺いたいと同時に思います。

商工行政ですけれども、これは今まさに中活の協議をしているところでございますので、現段階では多く述べることはできませんけれども、1つは今ポスフルのところは通学路でございますので、やっぱり一番気になるのは交通対策、後ほど一般質問でもどなたかがやると思うのですが、ここはしっかりと向こうと協議をしていただきたいというふうに思います。ポスフルの関係はそうですし、それから観光行政の中では今道の駅がオープンする中では、私もこの間駅サミットに出させていただきまして、この40号線、天塩川流域の中での統一ブランドといいますか、やっぱり連携の力でやっていく必要が基本的にはあるなということで、名寄が一番後発ということになると思うのですが、名寄市が音頭をとりながら、リーダー的存在でこれらもきちっとやっていただきたいなと。市民の中には、バイパスが開通するとそれぞれの道の駅は不要になるぞという

御意見もございますので、わざわざ高速おりても道の駅に寄って情報を得る、あるいはあそこの食べ物おいしいというような、統一したときにはそういう道の駅に発展するように、名寄もリーダー的な存在を発揮していただきたいなというふうに思います。

それから、農業問題ですけれども、それぞれ担い手対策はやっていただいているのはもう周知をしています。そういった中で担い手、あるいは小規模には担い手は余りいないのですけれども、従来は小規模農家がいろんな工夫をして、集約的な営農、ハウスですとか特殊作物をつくって、名寄市の一つの農業の姿というのをつくってきたのです、もう20年ぐらい前ですけれども。今は、大型化でどんどん集約をされていますけれども、いま一つ小規模といっても昔の小規模と規模が違います。今の小規模は、もしかすると15ヘクタール以下でも小規模と言えるのではないかなと思います。そういった意味での小規模という概念を私は持っていますので、そういう経営者に対する新しい観点から工夫や技術といったものを吸収できるように、それがさらに膨らんでいけるように、それが名寄市の農業振興につながるような施策をしていただきたいという意味で、必ずしも後継者のいない年寄りの世帯を言っているわけではなくて、規模、小規模の形態が違うという意味での振興をやっていただきたいと。集落営農については、もう答弁ありましたけれども、そうだろうなというふうに思います。それがまたある必要性に応じて自然発生的に集落営農に戻ってくる場合もあるのですけれども、今の段階では行政が判断しているところではないかなというふうに私も感じています。

1つ伺いたいのは、国の政策の有効的な利用というようなことで、鳥獣害対策についてはもう少し資料を研究していただきたいと思うのですけれども、これは中山間でやっていますけれども、これトータル的にやる意味ではそういう事業を取り

入れて、若干生産者に負担もかかると思うのですけれども、これはトータル的にやっていかなければならぬのではないかなと思います。随分被害もふえているという報告も私聞いていますので、これは何とかお願いしたいのと、それから担い手に対する支援事業もそれぞれやっていますけれども、後でいいのですけれども、研究してほしいのは、もう既に既存の投資額の、あるいは融資残ですか、それらが経営を圧迫しているものがありますので、補助事業も含めて新規ではなくてそれらに対する長期あるいは低利の再度融資といいますか、再度資金対策というのがあるように聞いていますので、これらをもう少し研究をして、この地方で何件か対象になる人がいないのか、この辺は研究していただきたいなというふうに思います。

余り時間もないので……あと福祉行政、観光、環境問題もありますけれども、環境問題では職員が率先してそういった節約やCO₂排出の削減に取り組んでいくことが肝要でないかなと思います。いわゆる市職員みずから、我々もそうなのですが、率先して取り組んで、市民に波及することがねらいだということで、小さなことからやっていかなければならぬなというふうに思っていますので、みずからも含めて市職員にも頑張ってもらいたいなというふうに思っています。

それから、教育行政、この間ゆとりだ、ゆとりだと騒いでいたのが、そして学力低下、今度詰め込みというふうにはならないと思うのですけれども、時間数をふやして学力をアップするのだというような、本当に子供たちはそのときを過ぎていくのですけれども、これは将来に与える影響というのはいろんな意味で出てくるのではないかなと思います。総合学習なんかは、私なんかはいい学習方針だなというふうに思っています。いわゆる郷土を愛したり、あるいは職業を勉強したり、あるいは自然、環境を勉強したりというようなことでいろいろ工夫を凝らしてやっていた事業を減らすことはないのではないかなと。ここは、もう少し

確保していただきかったなというふうに思うのですが、今後ともそういった人間性豊かな名寄らしい教育を実施できるようにお願いを申し上げたいというふうに思います。

1つ、給食に関しては、外国産を使っていない、あるいは地場産はかなりのウエートで使っているということ、感心をして聞いていました。その時期、時期に応じて地場産を……議長、もう少しよろしいですか。仕方ないなという顔しているのですけれども。地場産を使っていただくように努力していただきたいなというふうに思います。いつだかの新聞に国産あるいは地場産を高めると給食費は3倍にもなるというような近隣市町村の新聞報道がありましたけれども、名寄はそんなことないのではないかなというふうに思っていますし、そういうことがないか、あるいは給食費を地場産を、北海道産を使っても今のまま抑えられるのか、再度そこは答弁求めたいというふうに思います。一応何点が答弁いただくところも上げましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 風連と合併をして、この4月以降3年目ということになります。これまでのまちづくり懇談会等の中でも市民の皆さんから庁舎の統合の考え方等も含めてお話を伺いましたが、私は昭和の大合併の反省の上に今回の風連との合併があると、こういうふうに認識をしております。2つの建物をそれぞれの機能分担を分けて分庁方式ということでありまして、市民の皆さんからこの2年間のいろいろなお話の中では、一部の皆さんから庁舎に出向くことに対する距離感のお話等がありましたけれども、おおむね職員のほうがカバーをして、市民の皆さんにはできるだけ不便をかけないというスタンスで執行に当たってまいりました。これらの中で職員の融和の面を考えると、それぞれの庁舎に機能分担をしたことによって人事の交流等を2回、もう既に一昨年、昨年と実施をしております、一体感が保たれて

きたなと、こんなふうに考えておきまして、統合してもやはり総合窓口的なものはこれからも残していかなければならぬということでもありますから、いましばらくは2つの庁舎を有効活用する機能をしつかりと維持していきたいと、こんなふうに考えているところであります。

病院の広域連携の部分につきましては、医師がきちっと充足をされた上での機能分担ということであれば非常にわかりいい広域化の作戦といたしましょうか、戦略がつけられるわけですが、今は退職をした医師の後補充がつかないという苦渋の選択の中での広域連携に、決めつけるわけではありませんが、そういう状況が続いております。したがって、私ども事務レベルではいろんなシミュレーションをやってみました。例えば名寄は急性期の患者さんを中心にして受け持つ。土別の病院施設については慢性期を中心にして受け持つということで、診療収入等がどういうことになるかというシミュレーションをやってみたのですが、なかなか双方ともにいいという答えには結びつきませんでした。ですから、今の旭川医科大学における方針で小児科、産科については名寄に集中をしているという、こういうこともありますから、どうしてもやはり大学との地域医療に対する医師の派遣のスタンスというものもしっかりと確立をしないと、土別、名寄の両当事者だけで問題解決を図ろうとしても限界があると、こういう状況でございます。

なお、地元の保健所長にも積極的に入っていたいて、これらの継続した議論をしていこうと、こういうふうに進めております。

ポスフルの交通対策については、計画書では千数百台の駐車場ということでもありますから、恐らく土曜、日曜が中心なのかもしれませんが、相当8号道路、17線道路については混雑をするのではないかと、こういうふうに想定をしております。近くに小学校、中学校がありますから、まずは市民の皆さんがそうした買い物の車の流れに巻き込

まれて事故等が発生しないようにというのが最大の不安事でございます。ポスフル側からは、徳田1号線ということで、国道から西のほうに未整備の市道があるのですが、その歩道等の拡幅整備をすると、こういうお話も承っております、私どもの申し入れたことに対してはしっかりと対応すると、こういうようなお話を承っております。実際に今これらが回転をしてどのような流れがあるのか、先ほどもお答えをいたしましたけれども、しっかり現地のそうした流れを押さえながら、さらなる安全対策ということに心がけていきたいと、こんなふうに思っております。

道の駅につきましては、確かにバイパス等の整備がされて既存の道の駅はどうなるのかと。このことについては、不安の要素はもちろんあります。しかし、これからの時代に急いで長距離を走らねばならぬ人、スピードを一定程度保持して歩くということがあります。また、時間的にゆとりのある人で一つの地域探訪、そういうことの魅力を持たせることで引きつけることができるのではないかと。先日のサミットの中では、一道の駅がいろんなことをやってもそれは点でしかない。線で結ぶことによって、あるいは面的なものを持たせることによって一定の魅力を持たせることができるのではないかと。道の駅の所在地の首長が一応駅長ということになるのだそうでありまして、定期的に所在地の駅長会議を持つのではないかと。あるいは、設置の担当者あるいは指定管理者を含めた定期会合を開催することでいろいろな連携強化を図っていこうと。前回のサミットの中では、そば街道というネーミングをつけてそばを食べ歩くというような魅力をというような提言等も実際にいただいておりまして、しっかりとこれらの取り組みをして、そのことがまた情報発信にもつながるのでないかと、こんなふうに考えているところであります。

農業の担い手の関係では、昨年4月に品目横断の国の大きな改革案が出ましたけれども、1年

を経過せずしていろいろな政策の矛盾というものが出てまいりました。水田、畑の所得保障ということで、名称も変わっての政策転換がされているわけございまして、私どもこのことについてはしっかりとこれからも地域に密着をした政策でなければ国が幾らそうした全国一律の政策をなし遂げようと思っても、それはうまくいかないという今回の経験も踏まえて、一定の経営規模に満たない農業者にあってもしっかりと国が食料自給率の向上やいろいろな地域産業の振興に頑張っている皆さんに対する受け入れられる政策に今後も努力をしていきたいと、こんなふうに考えております。一昨年、昨年と名寄市ではアスパラガスを冬期間採取できるような努力、実験事業も進めていただいております。これらについては、もちろん価格の面がついてこなければ生産者の皆さんの努力が報われないということにもつながるわけですが、ぜひ冬期間であっても新鮮なアスパラガスを食べられるということは消費者の皆さんに強く訴えて、消費拡大ということにもつながればなど。花卉等についても努力をしていただいている農業者の、やはりこれからの水準向上、生活水準が向上することによって家庭内等で花の動きが出るというふうに言われておりまして、期待できる分野ではないかと、こんなふうに思っているところでございます。

鳥獣被害等については、近年特にシカの発生、これは生育頭数の増というのが多いのだろうと。今回出ましたのは、そうした駆除をする一定の地域で任意的な捕獲等ができる、しかも捕獲したものを加工もできというようなことも含めての計画になっているのではないかと。ただ、一自治体でそういうことが事業としてうまく取り組めるかという、そうはいかないと。やはり山間農地を持っている自治体の連携、これもそのような共同事業等をこれから取り組んでいかなければならぬものだと、こんなふうに考えております。

既存農業者の資産購入、土地ですとか、あるい

は農機具等の購入に対して、このような生産物価格の低迷が続いていると、どうしても計画償還ができないと。そういう悩みについては私どもも伺っております。金利の軽減策ということで、JA等とも協議をした経過もありますけれども、金利の軽減ということも一つの手法でありますけれども、償還の期間の基準改定といいますか、そういうことも含めて課題だなど、こんなふうに認識をしているところであります。

環境問題につきましては、今までもささやかに取り組んでいるわけではありますけれども、ことしの洞爺湖サミットを機に市民の皆さんに啓発をしっかりとすることによって大きくCO₂の排出規制も含めてにつながるのではないかと。けさの新聞だったかもしれませんが。公用車でアイドリングで停車しているのをという文章が載っておりました。私もやはりカナダへ行ったときに感じたのですが、秋口でありましたけれども、車とめるとエンジンが完全にとまって、やはり観光立国カナダの国民の意識の高さというのには感心をしました。バスに戻ってきますと、バスの中は蒸しぶろのような状況になっているのですが、それはもう既に超越をしているわけでありまして。しかも、排気ガスの排気等は緑地のほうに向けないで駐車をする。頭のほうから駐車場に入るといって、こういうことがマナーとしてもう確立をしておりました。このことは、日本でもこれから環境問題を考えるときには皆さんができることであると。こういうことも含めて、しっかりと意識の高揚を図っていかねばならないと心しているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま総合学習についてお話ございました。現行は105時間程度小学校では実施されていますが、新しい学習指導要領では70時間程度と。35時間ぐらい減るといってございまして。しかし、ただいま議員のお話のように名寄で大きな成果を上げた取り組みについては決してやめるのではなくて、これからも

継続していきたいと。そういう中で名寄っ子らしいというのでしょうか、人間性豊かな子供を育てていきたいなど、こう思っているところであります。

また、学校給食につきましては、国のガイドラインでは地場産品の利用はおおむね35%程度というふうに言われているところでございます。しかし、名寄はこれまでも地場産品の活用に努力してまいりました。その結果、現在はお米も含めまして60%程度地場産品を使っている。このことを考えますと、地場産品を使うことによってすぐに給食費の値上げというふうにはつながらないのではないかと、こう考えております。他の市町村ではかなり窮地に陥っているところもあるやに聞いているのでございますが、名寄の場合はそのことによって値上げというのは当面は考えなくてもいいと。ただ、諸般の情勢がございまして、この辺あたりはしっかり吟味していかなければならない。少なくともできるだけ値上げは抑えながら、来年度も頑張りたいと、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 特に再質問はございません。大分時間も経過して、議員の皆さんに御理解をいただきましたことをお礼を申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成20年度市政執行方針と予算編成について外5件を、高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 議長より指名を受けましたので、会派の同僚議員の一般質問との重複

を避け、市民連合を代表いたして質問をいたしたいと思います。

最初に、平成20年度執行方針と予算編成について質問をいたします。2000年に機関委任事務を全廃した地方分権一括法が施行され、それに続く三位一体改革では地方への3兆円の税源移譲が実現したものの、5兆円を超える地方交付税の削減、国庫補助負担金改革がなされました。結果、税源偏在も相まって都市と地方の格差拡大、国庫補助率の引き下げによる公共サービスの切り捨て、地方への財源負担の転嫁が行われ、三位一体改革で目指した税財政の分権改革は未完のままになっていると思うのであります。こうした中、第2期の地方分権改革を推進する地方分権改革推進法が成立し、地方分権改革推進委員会が昨年11月に中間的な取りまとめを出され、ことしの春以降第2期分権改革が本格化するのではないかとされており、この間の分権改革に対する市長の基本認識についてまず所見をお伺いいたします。

また、中間報告では都道府県から市町村への権限移譲の法制化が盛り込まれておりますが、既に北海道では平成17年3月に道州制に向けた道から市町村への事務権限移譲の方針が策定され、現在の道の事務事業約1,200、権限約4,000のうち、市町村への移譲対象を事務事業約200、権限移譲約2,000の移譲リストを作成し、毎年市町村に移譲要望が照会をされておりますが、名寄市での平成18年、19年度で受けた移譲件数と20年度における移譲予定についてお伺いをいたします。

次に、協働のまちづくりに向けた具体的な取り組みについて伺います。市長は、合併以降新市のまちづくりに向け、名寄、風連両地区の市民の融和と一体感の醸成に腐心をされてきたことには理解をいたすところであり、両地区の地域特性を生かし、均衡ある発展に私たちも心するのは当然であります。余り過大に両地区ということを意識し過ぎると、利害調整に走り、新市のまちづ

くりの目的を見失うことにもなりかねないと危惧するところでもあります。したがって、より一層政策、施策の必然性、優先度、透明性を高め、市民の理解と協力を求めることは極めて重要であると思います。市長は、新年度の市政執行方針の基本的な考え方の1点目に、市民が主役の参画と協働のまちづくりを挙げ、自治基本条例の制定と地域連絡協議会の設置に取り組む考えを明らかにいたしました。自治基本条例の制定については、市民懇話会の検討過程においてより多くの市民の声が反映される手だてをとりながら、方向性を見出させていただくことに期待をいたしたいと思います。市政への市民参加と協働のまちづくりについては、これまでも自治基本条例のほか、市民の意見、提言を市政に反映をするパブリックコメント制度の導入についても提言してまいりました。具体的にパブリックコメント手続条例を制定すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

地域自治区について考え方を伺います。合併に伴う協議会において、基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新しい仕組みとして、風連地区に合併特例区を、名寄地区に地域自治区を創設し、よりよい市民自治のあり方をつくり上げることを確認されたとは私は認識をしております。そして、平成19年度の市政執行方針でも市民と行政が協働する仕組みとして、地域自治区の創設に向け協議を進めるとしていましたが、20年度の執行方針では耳なれない、仮称ではありますけれども、地域連絡協議会の設置を進めるとありますが、市長はこれら制度設計に対するどのような見解を持っておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。また、市長は市民団体やボランティア、NPOなどの活動を支援するまちづくり推進事業を引き続き実施し、協働のまちづくりを進める旨報告がありましたが、平成20年度において具体的にどのような取り組みをなされるのか、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

次に、予算編成について伺います。20年度一般会計の予算案は、懸案事項の実施ということで大型のハード整備事業も多く盛り込まれ、対前年比実質2.7%の伸びとなる予算編成がなされました。私は、思い切った積極的な予算編成がなされたという思いと、一方で収支の不足を6億1,000万円にも及ぶ基金の取り崩しにより賄うことに今後の財政運営に不安を覚えるところでもあります。歳入の大宗をなす地方交付税は、歳入歳出一体改革の名のもとに昨年から実施をされた新型交付税で20年度においても基準財政需要額の算定経費の切り込みが見られましたが、その影響額ほどの程度と見込んだのか、また創設をされた地方再生対策費を含めた今後の地方交付税の見通しをどのように押さえておられるか伺いをいたします。さらに、今後の基金運用の考え方についてもあわせて伺いをいたしたいと思えます。

2点目に、総合計画と中期財政計画について質問いたします。多くの市民の協力を得て策定をされた新市の総合計画は、平成19年度から28年度までの10カ年の計画でスタートをしております。計画は、御案内のとおり基本構想、基本計画、実施計画で構成をされ、基本計画、実施計画ともに前後期計画各5年に振り分けられ、実施計画は事務事業の内容や事業期間などを定めることとされております。しかし、現段階では実施計画の概要という形では示されておりますが、私は少なくとも計画年度を明らかにした前期実施計画をしっかりと私ども市民の前にも提示をすべきと考えますが、その考え方について伺いをいたします。

地方財政健全化法について伺います。この法律は、もう御案内のとおり平成21年4月から施行をされますが、平成19年度決算から健全化判断比率の指標を公表することを求められております。これまでの実質赤字比率、実質公債費比率に加え、連結実質赤字比率、将来負担比率の4指標により財政の健全化と再生を図ることになりました。私は、この際4指標と財政指標の開示ルールを明確

にし、財政分析を決算報告書等で明らかにし、財政健全度を議会や市民と共有すべきと考えます。また、これらの指標の審査に加わる監査部門の強化が必要不可欠と考えますが、あわせて市長の見解をお伺いをいたします。

中期財政計画については、地方交付税の動向、基金運用、次年度に継続をされる大型建設事業による普通建設事業費の変化、他会計への繰出金、補助費等できるだけ実態に即した形で計画を見直す必要があるのではないかと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

3点目に、行財政改革推進計画について質問をいたします。推進計画では、基本的な考え方として改革の必要性、理念、基本方針を明らかにし、全職員が改革と問題意識を持ち、時代の潮流を十分認識し、行財政改革を推進する必要があると訴えられております。私も全く同感でございます。ただ、この種の計画はどちらかという職員や職場からのボトムアップというより、トップダウンにより策定をされるケースが多いと思えます。それだけに計画推進に当たっては職場議論、研修を重ね、計画に対する認識を深める必要があると思えます。職場職員に理解、認識を求めるため、推進委員会等でどのような取り組みをなされているのか伺いをいたします。

今職員は、行政運営の担い手であるとともに、地域にあっては地域活動の一翼を担うことを求められているのではないかと思います。そうした面でも人材育成の推進は不可欠の課題であると考えますが、具体的にどのような取り組みを予定しているのか伺いをいたします。また、職員のやる気を引き出す人事異動希望制度を積極的に取り入れ、適材適所の職員配置を行うべきと考えますが、あわせて市長の見解をお伺いをいたします。

合併後3年目を迎えますが、現在の組織機構が市民から見てわかりやすく、利用しやすいものであるのか、分庁方式の3部、2部制の評価等を含めしっかりと再点検し、組織機構の見直しを図るべ

きと考えますが、市長の考え方をお伺いをいたします。

4点目に、地域医療と市立総合病院について質問をいたします。自治体病院は、救急医療等の不採算医療を担うなど地域医療の確保に取り組んできましたが、近年医師を初め医療従事者の不足、患者の減少、さらには診療報酬の影響などにより極めて厳しい経営環境に置かれていると思います。少し古いわけではありますが、平成17年度の全道の市町村病院の経営状況は実に72.6%が赤字事業になっているという実態にあります。全国的にもそうした傾向にあることからか、国は昨年極めて厳しい内容の公立病院改革ガイドラインを示しました。前後して北海道が自治体病院等広域化・連携構想を打ち出してきました。当市の市立総合病院は、これまで道北第3次医療圏の地方センター病院として第3次救急医療のほか地域支援事業に積極的に取り組み、その役割を果たしてきたと思います。端的にお尋ねをいたしますけれども、新聞報道による土別市立病院との経営統合は土別市の一方的な願望なのか、広域化連携に対するこれまでの議論経過と今後の対応について、市長の見解をお伺いをいたします。

20年度の診療体制については、佐古院長を初め病院当局の努力により懸念されていた精神科の固定医2名のほか、他診療科の医師の充足が図られたことには敬意を表したいと思います。精神科にあっては、入院患者の制限緩和と病床利用率アップに向けて固定医3名の確保にさらなる努力をいただくことと医師の過酷勤務解消に向けた医師対策と看護師等の確保に向けて今後どのような取り組みがなされようとしているのかお伺いをしたいと思います。

病院運営については、今日まで病院事業長期計画を策定し、病院の有する課題とそれを克服するために必要な経営基盤の強化に腐心されてきたと思います。しかし、病院運営を取り巻く医療環境は年々大きく変化をし、その変化に対応できる運

営基盤を確立するのは極めて厳しいものがあると思いますが、一層の努力を期待するものであります。経営状況は、不良債務の発生は抑えているものの、19年度決算予定では累積欠損金が20億円にも及ぶものと予測をされます。企業努力はもちろんでありますが、これまでの一般会計からの繰り出し基準を見直して、経営の健全化に着手すべきと考えますが、市長の見解をお伺いをいたします。

5点目に、商工業の振興について質問をいたします。中心市街地活性化基本計画については、本年4月から活性化準備会、7月に法定協議会を設立し、年明けの1、2月の内閣府の認定に向けたスケジュールが市政執行方針で明らかにされたので、端的にお伺いをいたします。平成12年に策定された現行計画をしっかりと総括し、現状認識と課題の整理が不可欠と考えるときに、商工会議所、商店街振興組合など民間の意欲や知恵や工夫が生かされる、まさに民主導の計画がより一層実効性を高めるものと考えますが、計画策定に向けての基本的な考え方について市長の見解をお伺いをいたします。また、名寄駅南の旧国鉄官舎跡地を初めとする公共用地の利活用についてどのような計画を予定されているのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、風連本町地区の市街地再開発事業について伺います。市街地再開発事業は、20年度着工に向け着々と準備が進められ、大詰めの段階にあると思います。そこで、3点について端的に伺います。1つは権利返還の状況と計画はどのようになっているのか、2つには株式会社ふうれんの今後の役割はどうなるのか、3つには完成後の維持管理体制はどのようになされるのかをお伺いをいたします。

次に、徳田地区の特別用途地域の振興計画について伺います。去年は、同地区への大型店の出店問題で揺れたところではありますが、是非は別としてこの4月にオープンする現実、またことしに入

り東8号道路を挟む豊栄地区に住宅団地の造成計画、さらに今後の高規格道路のインターチェンジを見据えたとき、同地区の今後に向けた道路整備を含めた振興計画は必要でないかと感じるわけがありますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

6点目に、教育行政について質問をいたします。教育行政は、法令における規律密度が高い分野と言われ、裁量の余地がほとんどないとされてきましたが、地方分権改革以降地域主義が確認をされ、例えば学級編制基準の柔軟化、小中学校管理規程における市町村の権限の拡大等々、分権改革は一定の進展を見ていると思うのであります。全道的に見ても地域性を生かした特色ある学校教育が行われている自治体も多く見受けられます。教育都市を標榜する名寄市が独自性を発揮し、他市町村に誇ることができる学校教育の特色は何か、率直に教育長の所見をお伺いいたします。

地域による学校支援の取り組みについてお伺いをいたします。道教育委員会は、小中学校の学習や部活動、安全確保などに地元のボランティアを活用する文部科学省の学校支援地域本部事業に関連し、道内60市町村に地域支援室を新設する方針を明らかにされました。道内でも既に文部科学省の学校支援ボランティアモデル地区の指定を受け、地域ネットワーク委員会を立ち上げ、学習サポート、あるいは課外活動、あるいは環境整備等の活動を実践をしている事例、あるいは土曜日の課外活動を行う土曜クラブの事例等々各地で地域による学校支援が実践をされております。当市においても多少趣旨は異なるかもしれませんが、東小学校のコミュニティーカレッジのすばらしい活動があり、その素地は十分あると考えております。国及び道の補助メニューを活用し、地域における学校支援事業を積極的に取り組むべきだと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

次に、小中学校の適正配置と学校施設の整備計画について伺います。将来を見据えた市内小中

学校の適正配置計画については、検討委員会を設置し、2年間にわたり精力的な検討と協議を重ねられ、本年1月に報告書をまとめ、教育委員会に答申がなされました。この答申を受け、教育委員会として今後具体的にどのような取り組みを進めようとしているのか、また19年度中にも明らかにするとしていた学校教育施設の整備計画の取り組みについてもあわせてお伺いをし、この場からの私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） ただいま高見議員から大項目で6点にわたり御質問をいただきました。最後の教育行政については、教育長からの答弁とさせていただきます。順次お答えを申し上げます。

平成20年度市政執行方針と予算編成について、地方分権改革についての基本的な認識についてであります。平成12年4月の地方分権一括法の施行に始まり、平成18年12月には地方分権改革推進法が成立いたしております。前回の分権改革が国から都道府県への権限移譲がメインであったのに対し、今回の分権改革の大きな特色は都道府県から市町村への分権を強く意識しているという点であります。中でも基礎的自治体は市が中心とされており、どういう権限移譲、規律密度の緩和、さらには税財源の移譲を行うかがテーマとされております。本来の地方自治の趣旨から申しますと、長く続いた中央集権的体制から地方分権体制に移行することは当然の流れであると認識をしております。ただし、現状では権限と財源が一緒に移行していないことに大きな問題が残されております。自治体の自主性及び自立性を高めるためには、権限とあわせて税財源の移譲が不可欠であると考えております。

事務権限の移譲については、合併時216項目の権限移譲を受けておりました。その後平成18年度は合併による組織再編の時期でもあり、受け皿となる部署が確定していないことなどから、移譲を受けておりませんでした。平成19年度は

組織が確定したこともあって、中小企業等協同組合法に基づく事務を初めとして合計5件の権限移譲を受け、現在221項目の事務権限移譲を受けております。現在道から依頼されている特段の条件がなく要望のある市町村が対象の事務権限については、道の条例が整備され次第すべて受け入れるように考えております。しかし、事務権限移譲が進み、移譲される事務権限も技術的専門性を有する職員の配置を必要とする受け入れ体制の整った市町村が対象の事務権限等がふえてきておりますので、今後は住民ニーズの状況を把握し、職員の配置も考慮しながら体制の整備を図り、移譲を受けていく状況になってくると考えております。道内の他の自治体の状況については、中核都市のみが対象のもの、漁業関係や鉱山関係など特定の地域のみが対象となる移譲もカウントされておりますので、単純に移譲された数の比較はできないと考えておりますし、比較の数値も把握しておりません。ただ、先ほど申しあげました北海道からの依頼についてはこたえておりますので、進捗状況は全道平均と考えております。

次に、協働のまちづくりに向けた具体的な取り組みについてお答えをいたします。自治基本条例は、自治体の憲法とも言われ、まちづくりの基本理念と行政運営の基本原則を定めるとともに、市民と行政の役割や責務を明確にしながら協働して個性豊かな活力ある地域社会の実現を目指すものと考えています。本年2月に自治基本条例市民懇話会を設置し、会議の中でまちづくりの基本原則や市民参加、情報の共有など（仮称）自治基本条例に盛り込む具体的な内容について検討をいただくこととしています。懇話会は公開を原則とし、議論の内容についてはホームページにおいて公開をしているところです。市民懇話会の議論の中では、できるだけ多くの市民から意見を伺う機会を設けることが必要であるとの意向が出されており、懇話会での議論の節目にこうした機会を設けていきたいと考えております。また、協働のまちづく

りを進めるために、まちづくり懇談会や市広報、ホームページ、アンケート調査、出前トークなどを通して市民との情報の共有化を図ってまいります。パブリックコメント手続条例については、懇話会での議論経過を踏まえての対応になると考えており、今のところ自治基本条例の制定にあわせて策定していきたいと考えております。

平成16年度の地方自治法の改正により、地域自治組織制度が新設をされました。合併協議会や総合計画において位置づけされた地域自治区こそ、まさにこれを受けたものであります。小学校区単位での地域自治区の創設に当たっては、町内会の理解と協力が不可欠であり、昨年6月から9月にかけて町内会連合会や地域の町内会と協議を進めてまいりました。11月から12月にかけてのまちづくり懇談会では、小学校を会場として校区の皆さんとこれからのまちづくりをテーマに意見交換をさせていただきました。行政と自治区の役割分担、スタッフの配置、財源の問題等、率直に申し上げて市側の準備不足もあり、時期尚早と判断をいたしております。しかしながら、地域における子供たちの見守りやお年寄りのサポート、防犯、防災対策など喫緊の課題でもあり、コミュニティ再生の取り組みとして地域連絡協議会の設置をお願いすることにいたしました。将来的には、地域自治区につながるものとして、まずは地域での連携を深めてまいります。あわせて市民懇談会の中で自治基本条例を生きた条例にするため、理念を具現化する地域自治組織のあるべき姿についても議論をいただき、名寄市の新たな地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

ボランティア等に対する予算の支援についてお尋ねがございました。ボランティア、NPOは、新たなまちづくりの担い手として、また行政のパートナーとして今後の行政運営の上でも大きな役割を果たしていくものと考えております。ボランティア、NPOの支援につきましては、その団体の自主性を十分確保し、適切な支援を講じること

が必要と認識をしております。平成20年度においては、障害者自立支援組織が予定している増改築事業への支援とあわせて市役所庁内食堂の運営に対しても引き続き支援をしております。また、新たな事業に対しましてもまちづくり推進事業などを通して検討して対応していきたいと考えております。これから団塊の世代が退職を迎え、地域に戻ってまいります。名寄市が目標としている協働のまちづくりや安全安心のまちづくりを実現するため、豊富な経験を生かしていただける組織の構築についても研究していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、予算編成についてお答えをいたします。平成20年度予算は、財政健全化法の施行を前提に新総合計画の具現化を最優先に編成いたしました。一方では財政調整基金もほぼ底をつき、基金に依存した財政運営は限界に来ております。議員御指摘のとおり地方交付税については、平成19年度から基準財政需要額の算定方法が大きく変わり、従来の経常的経費、投資的経費の区分がなくなり、個別算定経費、これは従来分に相当いたします、と包括算定経費、新型交付税に分けられ、また平成20年度新たに地方再生対策費が設けられるなど、毎年制度改正が行われております。平成20年度の地方財政計画における地方交付税の伸び率は前年度比1.3%の増となりましたが、地方再生対策費を除く基準財政需要額の伸び率は過疎債や合併特例債の償還に合わせて交付税措置される公債費などを除き、個別算定経費でマイナス1%、名寄市の影響額はおよそ6,340万円、包括算定経費でマイナス2.5%、名寄市の影響額はマイナス3,970万円となっており、地方再生対策費が盛り込まれなければマイナスの伸び率となったところ。お尋ねの地方交付税の今後の見通しについては、昨年4月に総務省から示された「平成19年度から平成21年度までの普通交付税の推計について」によると、公債費などを除く基準財政需要額を伸び率は平成20年度でマイナ

ス1.4%、平成21年度でマイナス1.5%となっており、また昨年8月の総務省の概算要求でも平成20年度の伸び率はマイナス4.2%となっていることから、大変厳しい状況であると思えます。名寄市独自の増加要因であります名寄市立大学の学生増加による伸びも平成21年度で終了し、また合併後5年間措置される普通交付税の増加分も平成22年度で終了することから、地方再生対策費が今後継続されないと、地方交付税総額は減少していくものと思われ。今後は、国に対し地方交付税総額が確保されるよう北海道市長会、全国市長会等を通じ強く要望していくとともに、歳入全体の伸びを見込めない中で、歳出予算のあり方についても抜本的な行財政改革などの実施をして歳出構造の見直しを図り、市民と協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、総合計画と中期財政計画について、総合計画実施計画についてお答えをいたします。新名寄市総合計画は、課題と目標を明らかにして地域が一体となってまちづくりを総合的かつ計画的に取り組んでいく行動指針であります。昨年2月の策定後の市民の皆さんへの周知につきましては、ダイジェスト版の全戸配布とあわせ、市ホームページでの掲出をしてお知らせをいたしました。実施計画は、情勢の変化に対応するため、予算編成前に次年度以降3カ年分の計画を見直すローリング調整を毎年度実施し、進行管理をしております。今後設置いたします名寄市総合計画推進市民委員会での調査検討とあわせ、協働のまちづくりを進める上でも実施計画の事業概要を公開し、情報の共有化を図ってまいります。

次に、地方財政健全化法についてお答えをいたします。昨年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、財政健全化の判断基準の指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標の公表が義務づけられました。財政指数等の健全化の判

断基準に基づく計画策定は、平成20年度決算からの適用となりますが、財政指標の公表は平成19年度決算から適用されることとなります。御質問の4つの指標の開示のルールについてではありますが、名寄市では既に財政状況の公表については毎年広報の4月号で新年度予算の概要、11月号で予算の上半期の執行状況、12月号で前年度決算の概要をそれぞれお知らせしております。また、平成17年度及び18年度の財政状況等についてはホームページでも公開しております。しかしながら、予算や決算などの財政に関するものは市民の皆さんに理解が難しいというきらいもございます。専門用語なども多く、十分とは言えない面もありますので、今後は4つの指標の開示に当たって一定のルールをつくり、平成19年度決算から公表できるよう検討してまいりますので、御理解をお願いします。また、財政の健全化法の成立に伴う監査の役割については、これまで以上に重要となります。監査委員会事務局職員の研修充実、財政担当職員との連携などを進め、監査機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、中期財政計画の見直しについて。新総合計画の財源的な裏づけをするため、前期実施計画の期間に合わせて平成19年度から平成23年度までの5年間の計画とし、策定をいたしております。お尋ねの計画の見直しについてではありますが、計画策定後およそ1年半が経過し、地方交付税の動向や基金の減少、普通建設事業費の増加など計画策定時の状況と一致していない部分が幾つか出てきております。昨年10月の市議会議員協議会に市税や地方交付税の見直しを下方修正した見直し後の中期財政計画をお示しいたしておりますが、全面的な見直しにはなっていませんでしたので、平成19年度決算と地方交付税の本算定が終了する7月以降に具体的な見直し作業を進め、おおむね10月ごろには市議会や市民の皆さんに見直し後の中期財政計画をお示しいたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、御指摘ありました特別会計や企業会計に繰り出す繰出金や補助費等につきましても見直しを行い、お示しをしたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、行財政改革推進計画について、計画に対する職場の認識についてお答えをいたします。行財政改革推進計画につきましては、人口減少、少子高齢化、財政の縮小化の中で市民ニーズに即した行政サービスの展開や財政の健全化を図るために全職員によるアンケート調査や職場議論をもとに行財政改革計画策定委員会でまとめられたものでございます。実施に当たっては、全職員が改革と問題意識を持ち、市民ニーズを的確にとらえながら推進することが必要であります。具体的には、職員に対し財政運営、市民と協働の行政運営等の講演、説明会、職員研修を実施し、みずから関係する推進実施項目と照らし合わせ、常に市民ニーズに対する行政の役割を認識し、計画の推進、見直しを行い、計画をより実効のあるものとしてまいります。

次に、人材育成の推進についてでございます。職員には、市民と協働のまちづくりを進める上から町内会を初め各種団体等の活動に積極的に参加をするよう指導しているところです。風連地区においては、地域のお祭り、イベントの運営に市の職員がかかわり、大いに盛り上げているところです。職員が地域で活動することは、市民と各種課題の協働を進める上でも重要であると認識しております。今後も職員に積極的に参加するよう指導してまいります。人事希望調書につきましては、医師、医療職、教員、消防職員を除く一般行政職員のうち、係長以下の職員を対象に実施しております。本年度は18名の提出がありました。例年20名前後の職員から提出があり、職員の目標、抱負及び技能、資格を生かし、勤労意欲の高揚と職場の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、組織機構の見直しについてお答えをいた

します。名寄庁舎、風連庁舎、それぞれに置かれている部署については市民の皆さんに一定程度浸透されているものと考えております。しかしながら、両庁舎で同様の事務を行っていないながら、名寄、風連それぞれの居住地の庁舎でないと手続ができない、担当窓口のある庁舎まで足を運ばなければならない、両地区で制度がある、ないなど事務事業の一元化、組織の再編を図らなければならないものが出てきております。市民ニーズにこたえた事務事業の統合、一元化を進め、市民に利用しやすい組織機構に随時見直しを行っていきたいと考えております。効率的、効果的な組織機構の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域医療と市立総合病院についてのお尋ねでございます。1点目の自治体病院等広域化・連携構想につきまして、本年1月8日に北海道から広域化連携構想案が示されました。上川北部地域保健医療福祉推進協議会での検討も昨年12月から始まっておりまして、本市としては医師不足、看護師不足という状況から、限られた人的資源を効率的に活用するために広域連携は避けられない方向と考えております。協議会においても総論では賛成であります。個々の自治体病院の財政健全化と地域医療を確保する機能の規模はどの程度必要か、市町村ごとの検討を優先し、広域連携の具体的な補完の方策等の協議についてはまだしばらく時間が必要と、このように押さえております。士別市立病院との経営統合については、昨年の秋以来士別市立病院長と名寄市立病院長との間における協議、あるいは首長同士、あるいは事務部長同士、副市長同士というようなふくそうした協議を続けております。その中で作業部会も立ち上げて、主に名寄市立総合病院が急性期病院、士別市立病院が外来機能を維持しながらの慢性期病床への転換をした場合のシミュレーションなどを行いました。現在いずれのパターンも医師の確保等が明確にされない中で経営統合については成果があらわれないという非常に難しい状況にありま

す。しかし、両病院の協力体制については、昨年の小児科医師の統合やその前の年の産科医師の統合等も含めてしっかりとした連携をとりながら、地域医療の確保に努めたいと考えているところであります。

次に、医師、看護師等の対策についてでございます。全国各地において医師の不足が報道される中で、幸い当院では新年度も一定程度の医師の確保がされております。しかしながら、患者のニーズに対応するためには、精神神経科及び泌尿器科のようにさらに医師の増加を必要とする診療科がありますので、引き続き医師確保に向けた努力をしております。2006年4月から7対1の看護体制がスタートしております。より密度の濃い看護を行うことで高い診療報酬が得られることから、採用する病院が増加し、2007年5月1日現在では創設時の約3倍の814施設が7対1の看護体制をしいております。当名寄市立病院では、引き続き10対1の看護体制となっておりますが、新看護体制の創設により看護師不足が全国的に問題となっております。このような状況の中で今後の看護師確保については、潜在看護師や名寄市立大学など養成機関に対する働きかけをより積極的に行うほか、募集方法の見直しも検討していかねなければならないと考えております。

次に、経営健全化についてのお尋ねがございました。全国自治体病院協議会が発表した2006年度決算見込額調査によりますと、経常損益において赤字となった自治体病院は74.4%、前年度と比べて12.0ポイント増加、自治体病院の経営は一層厳しくなっていることが報告をされております。一方、道内においては病院事業を営んでいる83市町村のうち24市町が実質的な収支不足を示す不良債務を抱えております。当院においては不良債務は発生してはおりませんが、平成14年度以降連続しての赤字決算となっております。昨年収支計画を含めた病院事業の指針となる長期計画を作成をいたしました。北海道から提案さ

れた自治体病院等広域化・連携構想とそれを後押しする形で総務省から公立病院改革ガイドラインが出されました。特にガイドラインは、平成20年度中にすべての公立病院が作成しなければならず、その中には経営効率化にかかわる目標数値を設定することが義務づけられており、また目標を達成するために必要な企業努力と一般会計からの繰り出し等についても掲げられていることから、今後財政当局と十分協議をし、プランを作成をしまいにあります。医療費の抑制、医師不足と人口の過疎化など病院事業を取り巻く経営環境は大変厳しいものがありますが、安全、安心な医療と経営健全化を目指し努力をしまいにあります。地方交付税算入プラス一般財源1億円というルールを現在持っているわけですが、これらの自治体病院改革ガイドラインの中で、指標の検討の中では経営の収支を図る繰り出しの見直し等についても検討を余儀なくされるかというふうに思っておりますが、私は公立病院の一般会計からのいわゆるルール分以上の繰り出しについては、慎重にならなければ自治体病院の経営についての決算内容等が明確にならないと、どこに制度の欠陥があるのかということについては自治体病院の協議会等の中でしっかりと分析をしていただく、そのことがまた自治体病院に対する国の支援策の創設につながってくると、このように考えております。それだけにこれらの繰り入れについては総合的な検討が必要と、このように考えているところでございます。

商工業の振興についてお答えをいたします。中心市街地活性化計画についてでございます。今回の中心市街地活性化基本計画の策定の組み方は、ハード事業はもとより、そのハード事業と整合性のとれたソフト事業について検討を加え、基本計画が策定されなければなりません。その事業は、1つには市街地整備、2つには都市整備、3番目にはまちなか居住、4番目には商業活性化、5番目には公共交通などで5カ年の間でやり得るものであります。このような内容であります。高率

補助の支援に乗って関係団体、機関が事業を実施し、その中で行政も支援をしていくとの考えであります。公共用地の取り扱いであります。現在駅前につきましてはコープさっぽろが要望しております。商工会議所を含め協議中であります。また、商工会議所特別委員会での南広場については、まちなか居住との意見が出ております。市民との対話では、緑地公園として散策、憩いの場としての要望も強いところであります。市民との対話を15カ所ほど終了しておりますが、いただいた意見を検討会の場において詰めの作業を行い、何が必要なのか、何を望んでいるのかの議論をしっかりと進めてまいります。その中でもソフトの意見が多く言われております。そこに住む市民が歩いて暮らせる、買い物ができる、用を足すことができる、このようなまちづくりの視点を大切に協議を重ねて計画づくりをしまいにあります。

次に、風連本町地区の市街地再開発事業についてお答えをいたします。最初に、権利変換の経過及び状況について、平成19年12月に北海道知事の施行認可を受け、平成20年度から建築等の工事着手に向け、権利者及び保留床取得者と建物などの詳細について協議を行い、実施設計を進めております。この実施設計により算出された工事費で各権利者が所有する土地、建物等の権利変換契約を作成して権利者の同意を得、5月には知事への認可申請を行うこととなります。認可を受けてから土地の明け渡し手続、補償を行い、建築等の工事に着手することになっております。

次に、事業完成後の維持管理につきましては、本事業は4つのブロックから成り、平成20年度から22年度までの3カ年の工事期間の中で住みかえなどで土地、建物を明け渡してもらい、工事を施行していくことから、2カ年に分け施行されるブロックもありますが、工事完成後の維持管理はそれぞれブロックごとに行われることとなります。公共施設については、市の施設管理者が維持管理をすることとなります。また、民間の施設に

については個人管理や管理組合等の設立について、各ブロックの関係者で話し合いが行われておりません。

次に、株式会社ふうれんの今後の役割についてもお尋ねがございました。知事の認可を受けて事業の施行者となった株式会社ふうれんは、平成22年度までの事業の執行を行い、事業完了後は施行者の役割を終え、知事の事業完了認可を受けて平成23年に解散することに予定をしております。

次に、徳田地区の特別用途地区の振興計画についてお答えをいたします。徳田地区の特別用途地区は、これまで19線の工業団地の造成や徳田2号線の新設など企業の進出推進を図ってきた地区であり、王子板紙株式会社等多くの企業が立地をしております。昨年の特用途地区は、大型集客施設の進出による用途の混在が予想されるため、土地利用の保全を目的として設定したもので、現在は上位法によりその目的が図られております。今後も徳田地区は、高速交通網などを利用した工業地域として土地利用を推進したいと考えております。企業の進出にも期待をしているところであります。

以上、私からの答弁にさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目の6、教育行政について御答弁申し上げます。

初めに、（1）、名寄市の学校教育の特色についてであります。学校教育における基本的な理念は、児童生徒一人一人が将来においてその可能性を开花させ、みずからの人生を切り開き、社会で自立していくための基礎的な力を身につけさせることとあります。名寄市では、その理念のもと豊かな心をはぐくみ、確かな学力を培うことを教育施策として位置づけております。豊かな心をはぐくむ教育では、読書活動の励行や体験的活動の推進、教育相談の充実など、また確かな学力の定着では、国際理解教育の充実やキャリア教育の推進、特別支援教育や情報教育の充実などとあわせ

て教職員の資質の向上などを図っているところであります。これからの学校教育は、特に名寄市ならではの幼稚園から大学までの接続と連携協力のもと、創意ある教育課程の編成、実施、学習指導の工夫改善、児童生徒個々の資質、能力のさらなる向上を目指し、学校、保護者、地域、教育委員会が連携して推進していかなければなりません。今後も地方分権に伴う学校の自主性、自立性を尊重しながら、児童生徒がみずからの夢や目標実現に向かってたくましく挑戦する力やふるさとに誇りを持つ心をはぐくむ教育を推進してまいります。

次に、（2）、地域による学校支援の取り組みについてお答えいたします。近年青少年をめぐるさまざまな問題が発生しており、その背景としていわゆる地域の教育力の低下が指摘されております。また、教員と子供が向き合う時間を多くし、教員が子供一人一人にきめ細かな指導をするためには、忙しい教員を支援し、負担の軽減を図ることが重要であると言われております。このような趣旨から、国では学校支援や部活動指導、環境整備や登下校の安全対策など、地域の教育力を活用して、学校教育を支援する新規事業を実施することになりました。先ほどお話がございましたように、北海道教育委員会では新年度おおよそ60の市町村において実施する予定のことから、今後はその成果について見きわめるとともに、研究してまいりたいと考えております。名寄市におきましては、従来より高齢者の学習の場である名寄ピヤシリ大学や地域の学習の場である名寄東小コミュニティカレッジ、風連下多寄小のコミュニティスクール等で学ぶ方々と小学生が昔の遊びなどを通して交流を図ったり、あるいは小学校区における野球クラブを教員とともに地域の方が指導する。また、人材バンクやサークルなどを通して有為な人材を教育活動に生かすなど、地域と学校の交流が定着化していることから、今後もこれらの営みをさらに充実させ、学校を支援していくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、(3)、小中学校適正配置と学校教育施設の整備計画についてお答えいたします。まず最初に、適正配置等検討委員会の報告がなされたが、学校の適正配置の現実的な対応について教育委員会として考え方を示すべきではないだろうかとのお尋ねがございました。名寄市における小中学校の適正配置のあり方につきましては、御案内のとおり名寄市小中学校適正配置等検討委員会において平成18年度及び平成19年度の2カ年にわたり御審議をいただき、去る1月28日に御報告をいただきました。検討委員会では、行政区長会、町内会連合会、PTA連合会の代表の方々との意見交換会も実施するなど、広く市民意見を反映した報告となるよう御努力をいただきましたことに感謝しているところでございます。教育委員会といたしましては、この報告の趣旨を十分に尊重しながら、適正規模及び適正配置に関する基本方針と小中学校適正配置計画を早急に策定し、具体的な検討を進めてまいります。基本方針の策定に当たりましては、基本的理念と適正規模及び適正配置に関する基本方針の2点を主な柱とし、1つには現状の分析と課題、2つには小中学校の適正規模の設定、3つには適正配置の段階的推進とその方法、4つには適正配置の基本的な考え方、5つには適正配置の対象校の選定や検討時期のあり方などを主な内容として定めてまいりたいと考えております。適正配置計画の策定に当たりましては、1つには計画期間や地区の区分、2つには小中学校配置の将来方向、3つには適正配置の実施のあり方等について定め、地区別に小中学校の配置のあり方について示すとともに、対象地区の適正配置の具体的な取り組みの方法について定めてまいりたいと考えております。

なお、これらの策定に当たりましては、案の段階でパブリックコメント等を実施するなど、市民意見の反映に努めてまいりたいと考えております。

次に、具体的な取り組みにつきましては、基本方針と適正配置計画をできるだけ早い時期に決定

した後、その計画に従って進めていくことになると考えておりますが、現在検討しておりますのは適正配置の対象校ごとに個別の実施計画を策定して適正配置を推進することとし、これとあわせて保護者、学校、校区の住民による協議会などを設置して十分な検討を重ねるなど、共通理解に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育施設の整備計画の考え方についてお答えいたします。学校は、児童生徒が日常の大半を過ごす学習と生活の場であるばかりではなく、地域の皆さんにとりましては生涯学習活動やスポーツ活動などに利用される身近な公共施設でもあり、災害の発生時には応急的な避難場所ともなる施設として重要な役割を担っております。このことを踏まえ、整備計画の策定に当たりましては耐震化事業の推進とあわせて学校施設の老朽化状況、バリアフリー化、安全、安心な室内環境の確保などを総合的に判断するとともに、通学区域の見直しや学校の統廃合など小中学校適正配置計画と整合性を保ちながら、学校教育施設の計画的な整備を図ることができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長(小野寺一知議員) 高見議員。

○13番(高見 勉議員) それぞれ御答弁をいただきましたけれども、再質問を申し上げたいと思います。私の質問の仕方に問題があるのか、なかなか意を解した答弁にならなかったわけでありますけれども、再度質問をさせていただきます。

1つには、地方分権改革について、市長のほうから話がございますけれども、私も今日まで1回目の質問でも申し上げましたように、税財源が移譲されていないことについて、地方分権の実態についても少しく触れたわけでありますけれども、その点は私は同じ認識を持っている。ただ、第2期の分権改革の基本的な課題としてもういろいろ上がっている部分はあるわけでございますけ

れども、極めて特徴的にあることは、中央政府に対して地方政府の確立、あるいは完全自治体を目指す、こういうことを言っているわけでありまして、したがってそういう面では2000年から進めてきた分権改革が先ほど来申し上げましたように、特に税財源の移譲等については未完のまま終わっていると。こういう実態はあるにしても、少なくとも7年なり8年を経過をしてそれぞれの自治体が分権型行政運営をどう進めていこうかということで、それぞれの自治体がお金がかかる、かからないではなくて市政運営の姿勢として行っているのではないかと。そういう点では、名寄市あるいは風連町と合併以前にもそれぞれの地域においてこうした分権に対する基本認識を持ちながら行政運営を進めてきたのではないかというふうに私は思っているわけでありまして、そういう面ではいまま少し市民参画あるいは協働のまちづくりをしっかりと進めていくというときには、この分権型の行政運営に対する基本的なスタンスをやっぴり市長として明確に示さなければならないのではないのかと。これまでの分権改革が単に税財源の移譲がなされていないことによって遅々として進まないということではないという認識に立つべきだと私は思うのでありますけれども、その点について市長の考え方をいま一度お願いを申し上げたいと思います。

同時に、協働のまちづくりもそういう意味で私は分権型行政運営をしていく上でできるだけ市民の声をしっかりと市政に反映をさせる一つの仕組み、システムとして構築をするかどうかという、そういう思いがあるだけにあえて質問を申し上げたわけでありまして、特に自治区の問題につきましては、これは率直に言ってとりあえず今仮称ではありますけれども、そうした連絡協議会というような形で、2年ぐらい経過をしてまた見直すというようなお答えであったと思うのでありますけれども、ここのところ私も地域町内会でこの種の説明を、まだはっきりしていない段階であります

けれども、考え方1回お聞かせをいただきました。これは、率直に言って大変新たな取り組みでありますから、新しい形がそれぞれにないこともよくわかるわけでありましてけれども、やっぱり分権の担い手としての基礎自治体のあり方についてこうしていくのだと、こういう制度、仕組みとしてつくり上げていくのだという基本的な考え方なのか、あるいはコミュニティ活動として行っていくのだということなのか、ここが混合しているから何回話を聞いてもわからないことになると思うのであります。私は、地域連絡協議会という、仮称でありますけれども、形であるとするれば、町内会連合会との関連はどうなっているのか、まさに町内会連合会のブロック化をしていくというような位置づけなのか、あるいは社会福祉協議会の今日までの活動等々とをどういう精査をしながら整理をしていくのかというふうに思うのであります。私は、したがってこの自治区についてはあれをしてくれ、これをしてくれではなくて、行政側が持っている課題について市民の皆さんの意見や、あるいは知恵を出していただいて、そして計画段階からかわりを持っていただくということが極めて重要であるというふうに考えているわけでありまして、そういう面では市長の分権型の行政運営に対する思いをいま一度求めておきたいと思えます。

さらに、先ほど来仮称でありますけれども、自治基本条例の関係についてもお話がありました。私も市民懇話会を立ち上げて議論をしているわけでありまして、このことについて触れるつもりはありません。多くの皆さんの声をしっかりと把握していただいて、できるだけ名寄の形を出していただきたい。また、議会としても議論をする場があるというふうに考えています。ただ、市長の先ほどの答弁では、例えばパブリックコメントについても基本条例ができ上がった後にやりますとかというふうに聞き取ったのでありますけれども、基本条例の制定後にパブリックコメント手続条例等を出すというようなことでなくて、私はしっか

りとこれまでの行政運営の総合化をし、あるいは体系化をして基本条例がつけられるという認識をしているわけでありまして、そういう面では今まで条例化している情報公開条例が時代に合っているのかどうなのか、あるいは個人情報保護条例の部分がこの時代に合っているのかどうなのか、こういう点をしっかり見直しをして、基本条例ができて用意ドンというよりも、そういう準備をしっかりとすべきだというふうに思うのであります。したがって、パブリックコメントについてもこれまでの答弁の中では20年度に制定するようなニュアンスでの発言がございましたけれども、それをまさに後退するかのごとくの答弁であったかのように私は受け取っているわけでありましてけれども、その点も含めてお答えをいただきたいと思っております。

総合計画と中期財政計画についてであります。これは、1つには実施計画というのはいま手元に持っているはずなのです。なければおかしいと私は思うのです。総合計画に登載されている事業をしっかりと今回行ってきているわけでありましてから、したがってそれも実施計画を立てて、財源問題ももちろんありますから、3カ年で計画した年度に物事が実施できるということにはならないと。そのためには、3年のローリングで見直しを図っていくというのは当然のことだと思います。しかし、やっぱり実施計画に対する思いというの、あるいは予定をしているということについて、これは知らしむべからずではなくて知らしめる、その姿勢が私は欠けているのではないのかと。何も市民委員会で協議をした後に明らかにするというよりも、今現在平成20年度の予算編成をされた中でもその種のものもしっかり受けとめながら執行の側では対応をしているのではないのかというふうに私は認識をしているのでありますから、これらの部分についてはいわば議会にも直ちに指し示してもらおうということが極めて当然のことと考えておりますけれども、この点について考え方

をお伺いいたします。

地方財政健全化法についてでありますけれども、健全化法については市長のほうから話がありましたように、私は情報公開をもう既にされているというふうにこの点は理解をしておりますし、あるいは19年度決算においてもそうした対応をしていくということで答弁がありましたので、理解をさせていただきたいと思っております。ただ、私はこれが単に計数的な問題、例えば12%をオーバーしたからこうだとか、あるいは20%になったからこうだということだけではなかなか理解がいかない部分があると思っておりますので、そうした比率に対する計数の問題はもちろん出していただくと同時に、そのことによって名寄市の財政健全度はこうあるよと。そして、こういう点に不安を残すとか、そういうやはりきちっとしたできるだけ議会や市民に理解のいくような形での公表を決算段階で決算成果等で明らかにしていくことがお互いの理解を深めることになるのではないかと私は思いますので、このことは答弁は求めませんが、ぜひそういう方向でお願いをいたしたいと思っております。

さらに、中期財政計画の関係では、見直しを行うということでもありますから、それは理解をいたしたいと思っております。ただ、先ほど来答弁にありましたように私は今年度の部分は極めて積極予算であったというふうに思いますし、合併後の課題を抱えているものもできるだけ対応していこうという前向きな姿勢については評価をいたすところでありますけれども、同時に先ほども申し上げましたけれども、今後の財政運営について極めて不安を残す部分があると市長からも答弁がありましたけれども、地方交付税の普通交付税については、言うまでもなく基準財政需要額の算定経費の切り下げ等々が恐らく今後も、ことしは個別算定マイナス1、あるいは包括算定が2.5のマイナスというような先ほどの答弁いただきましたけれども、そういう面では21年度以降も極めて厳しい状況になるのかなというふうに思うだけに、中期財政

計画の見直しをしっかりと行っていくべきであろうし、あるいは合併支援策として特別交付税に18年から3年間にわたって特例措置、額的には4億2,000万円ぐらいだったと思いますけれども、3年間で、この20年度で終わるわけでありまして、それ以降は特別交付税の特別措置支援策というのが消えることになるわけでありまして、ですから、私は財政状況は予測はできないといえども、そういう面では厳しい状況になるのならなるということを明らかにして、そして行政改革のみならず全体的な支出制限を、歳出の制限をせざるを得ない状況にあるとすれば、そうしたことについてもしっかりと考えていかなければならないのではないのかと。あるいは、地方再生対策費の問題についても、これまたことしの部分は基準財政需要額に特別枠としてべたづけされたわけですから、新年度予算の中に1億6,500万円程度見込むと、こういうことでありましたけれども、次年度以降はどういう形になるのか、これは基準財政収入額のほうに例えば国税、譲与税として持ってくるような状況があるとすれば、交付を受けている、地方交付税を受けている交付団体にとっては基準財政収入額と需要額の差によるわけでありまして、歳入がふえただけでは喜ばない状況にある。したがって、そういう課題を含んでいると思うのでありまして、そういう面では先ほど求めました地方交付税と地方再生対策費の今後の見直しをしっかりと立てながら、中期財政計画の見直しをすべきだと、私はこういうふうにも思っているわけでありまして、これらも含めてぜひお答えをいただきたいと思います。

行政改革に対する部分につきましては、私はこの部分というのは職場からアンケートをとった、何したといっても、職員の意識を決してないがしろにするわけではありませんけれども、しかし一定の提案はあるにしても身を切るような、いわば行政改革の部分には、これはやっぱりトップダウンでやらざるを得ない部分があるでしょうという

ことを率直に感じ入るわけでありまして、そういう面では推進委員会なり実施委員会をつくって今後の行政改革を推し進めようとしているわけでありまして、その中で職場、集会とは言いませんけれども、職場に対する理解と職員の意識改革をしっかりと行っていかなければそう簡単には進まないのではないかと。これは、削減問題ばかりでなくて協働のまちづくりについてもしかりでありますけれども、そういう面ではぜひこれは要望をしておきたいと思っておりますけれども、職場を丁寧、あるいは職員の意識を変えていく動きを丁寧に行っていく必要があるのではないかとこのように思います。

人材の育成の関係で、質問はこれをいたします。人事異動希望調書の関係、以前から取り組んできて、係長以下18名なり20名ぐらいの部分があると、こういうことでありますけれども、私は出すことが職員にとって何かためらいを感じているのではないかと。そうではなくて現状の自分の仕事も含めて、それでこの職場に満足をしているのかしていないのか、極端に言えばです。そうではなくて、このセクションでやってみたいというような思いを抱かすような人事異動の希望制度というものを出すことにちゅうちょするのでなく出すことが極めて当然だと。それは、ほかの部署に移る移らないでなくて、現状のままでも了とするのであればそれはそれでいい。そのぐらい私は意識的な改革を図っていく必要があるのではないかと。そういう中から自分が求める、あるいは自分に適応した職場、職種というものを求めていく可能性が秘められているのではないかとこのように思いますので、そうした対応についてもぜひ行っていただきたいというふうに考えますけれども、これは考え方についてお聞かせをいただきたいと思っております。

組織機構の関係についてはわかりました。3部、2部方式の分庁方式が必ずしも今3年目を迎えてどうこうではないわけでありまして、ただ職場的な人数、分庁舎の人数を合わせるような意

味合いではなくて、私は市民から見たらそこは本当に利用しやすいのかどうなのか、そういう視点をしっかり持っていかなければ、2部、3部で職員の数を合わせるようなことでは決してないと思いますけれども、そういうことであってはならないと思うのでありまして、そういう点ではそれらも含めてしっかりと評価をしながら、再点検をしていただきたいというふうに思います。

病院の関係について申し上げます。一番あれなのは、経営健全化の問題について、市長が自治体病院の制度の実態が一般会計からの繰り入れその他を繰り出し等をやると、余り制度的にひずみが見えなくなっていくのではないかというような、これは市長の持論でもあるというふうに私は思うわけでありまして、果たして本当にそれだけで、もう経営の部分で赤字になっている原因というのは明らかだと思うのです、ある面。医師不足の問題を含めて、病院のいわば事業長期計画書の中でもこれはもう明らかにされているのです。14年度等々を含めて、医師の不足の問題を含めて赤字、それまでは黒字基調にしてきた部分もあるわけでありまして。そういう面でこれまで私どもが議論をしたとき、まさに医療産業ということで市立病院、総合病院の実態というものに誇りと、そして病院の皆さんに頑張ってもらって、地域からのいわば患者さん、お客さんと言うとあれですけども、患者さんと呼んできた、そういう経過がある。今の土別の市立病院のことは申し上げることはここではないと思うのでありまして、しかし健全な経営をしてセンター病院としての名寄市立病院としては、私は名寄市の最優先課題として病院事業のあり方というものに市民的な関心があるというふうに思うのでありまして、そういう面では今までの本当に地方交付税ルール分プラス1億円がこの24億円にも及ぶ、あるいは長期計画では4年後には26億円ぐらいの累積欠損金になるということも出ているわけです。ここまで放置をしておいていいのかと。職員の、あるいは

意欲もそぐような形であってはならないと私は思うのです。そして、特別交付税にしても合併してから5年間だけは交付税の措置があったり、あるいは10年間の計算になりますけれども、交付税の対応はあるのです。これを過ぎたら、この10年間過ぎたら、もう交付税は大変私は現状から見て切り込みの激しいものになっていくと思う。ですから、今この際に病院の健全化についてはしっかりと対応をすべきだというふうに思うのでありまして、そういう面では市長の答弁で財政当局と協議をするというよりもむしろ理事者の考え方を明確にすることによって、この辺についての対応は図れるのではないかというふうに思います。それは、いやが応でも公立病院改革ガイドラインの話が市長からありましたけれども、もう一般会計からの繰り出し問題なり経営の効率化、あるいは経営形態の見直しなり財政支援措置について20年度にはもう出さなければならぬことになっているわけですから、それは私はもっと前向きな市長の答弁をしっかりとお願いを申し上げたいというふうに思います。

5点目の商工業の振興についてであります。中心市街地の活性化の問題については、お話がありましたようにこれからの課題であるというふうに思いますけれども、しかし今年度中には内閣府へのスケジュール表が明らかになっておりまして対応しなければならないわけですから、個々にわたっては申し上げませんが、ぜひこれは公共施設を中心としてまちなか居住ということにも一方はあるかもしれませんが、しかし本当に町中に公営住宅を持ってきたから、それでは中心街ににぎわいができるのかできないのかということになると、私はそうたやすいものではないのではないのかというふうに思うわけでありまして。そういう面では、やはり商工会議所あるいは商店街振興組合、あるいは個店の特性を生かしたありようについてしっかりとソフト事業の中で議論をして、議論の中でソフト事業についてしっかりと対

応していくようなことを考えていくべきだろうと思うのです。名寄市の中心街には金融機関があり、病院があるわけでありますから、市民は必ずあそこは立ち寄る。立ち寄ったときに足をとめられる、あるいは魅力のある形になるかならないか、それは決してハード事業だけではないというふうに思いますので、これは釈迦に説法かもしれませんが、ぜひそういう意味で民間の意欲ととりわけソフト事業に対する思い切った発想を展開をしていただくような計画をおつくりいただきたいというふうに思います。

風連地区の市街地再開発についてはわかりました。私は極めて心配をしておりまして、A、B、C、D、4ブロックで建設年度あるいは完了年度が20年度、あるいは21年度でBブロック、Cブロック完成をしたりしていくわけでありまして、その後の維持管理について、除雪だとかいろんなことが当然出てくる。これは、地区一括で管理体制をしいていくと、管理運営をしていくということになると大変だというふうに思ったわけでありますけれども、市長の答弁でブロックごとに管理をして個人及び管理体制をしっかりと図っていくということですから、了解をいたしました。

学校教育についてお伺いをします。学校教育の関係、私は極めてとぼけたような質問をいたしましたかもしれませんが、教育都市宣言をしている名寄市の学校教育の特色は何だと。私も何度となく20年度の教育執行方針も読んできたつもりであります。しかし、確かにそれぞれの話があるわけでありますけれども、実際に心にびんと響くものが率直に言って、私だけかもしれませんが、そういう面ではなかったものでありますから、率直に教育長の所見をお伺いをしたわけであります。私は、教育都市宣言の名寄が幼稚園から大学まで3万余の人口の中で抱えていることは、これはもう十分承知をしているわけでありますけれども、それだけに学校教育においてもなかなかそれは国なり道教委の指導枠の中にあるとい

うふうには思うわけでありますけれども、そういう意味では独自性を出すということについては教育上の問題ではないかもしれませんが、地域支援を含めたり、地域を巻き込んだいろんな形の中では、私はあるのではないかというふうに思うのであります。地域支援の関係と関連してでありますけれども、これはもう今から例えば文部科学省のいわばそうした事業に対しても、北海道が取り組む60ぐらいの地域本部についても研究していきますなんていう話ではなくて、積極的に名乗りを上げるべきでないかということなのです。むしろ執行方針の中に触れるぐらいの迫力を私は期待をしていたわけでありますけれども、そうしたことにならなかったわけであります。帯広市の活動についても、新聞報道その他教育関係者にとってはもうわかっていることだと思っております。江別市での土曜クラブ、これはもう本当に父母の皆さん方が子供たちの情操教育ということでお茶をやったり、お花をやったり、囲碁、将棋、そういう意味での土曜クラブをつくって、地域の皆さん方が子供たちの具体的な活動を一緒にされている状況等々を含めて、私は見たときに教育都市を標榜する名寄市がそういう意味では率先して地域とのかかわりを明確にしていくべきでないかという思いがありましたので、この点についてはぜひ教育長、文科省の事業の関係で研究していきなうていうことではなくて、積極的に取り入れる考え方についていま一度お尋ねをしてみたいと思います。

小中学校の適正配置の関係、極めてこれは内部の問題でもあると思うのであります。しかし、取り組まなければならない課題でもあるわけでありまして、そうした面では私は大変市民的な意見なり、あるいはPTAその他含めていろんな議論があると思うのでありますけれども、対考え方をコンクリートにする前に率直に地域の校下の皆さん方、あるいは地域的な皆さん方とやはり手順よく話をしていく。そして、その声をしっかり受けと

めながら、最終的にどうしていくかということについて整理を図っていくのは当然のことでありまして、これはある面もおなかの中で決めて、あとは理解を求めるとのことだけではなくて、まさに市民参加、先ほどパブリックコメントも含めてというお話がございました。できるだけそういう手だてをしながら対応していただきたいというふうに私は思いますけれども、この点についても考え方があればお尋ねをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点かについて再質問をいただきました。地方分権の関連で、特にしっかりと名寄市における分権の基本スタンスを持つべきと、このような指摘もあったわけでありまして。私は、日本の中央集権が長く続いた後、地方分権という議論が巻き起こってきてもう十数年になりますでしょうか、法律が、一括法ができたのが2000年ということでありまして、かなり日本の中央集権に制度疲労を起こして地方分権を叫んでいて、実際に地方分権の枠組みができて以降の実態の中では、国の財政健全化と並行するような形で、地方が求めるいわゆる自主決定、自己責任を持てるような枠組みが財源的にうまく回っていないというのが現実であると、このように思っております。場合によっては、国も走りながら制度を固めていると。現在地方制度調査会等での道州制の議論でありますとか、制度設計の議論を続行中でありまして、私はそういう中であって目指すものはあくまでも自分たちのまちの方向性も含めて、国や北海道の意向を参酌しなくてもきちっとしたものをつくり上げていくと、こういう分権の時代における自治体運営ということが確立されることがベストと、このように考えております。しかし、現在残念ながら地方税法の改正にしても、あるいは地方交付税の改正にしても、国政の場で議論をされるわけでありまして、地方自治体の意向がすべて通らないと、こういう厳しい現実があります。場合によっては、地方に課税

権を持って自主財源の調達ということもこの分権の中では出てまいりました。しかし、一部の大都市ではそういう自主課税についての選択肢はありましたけれども、地方の小都市ではなかなかそういう課税主体そのものも十分でない。その中で総務省のほうから地方の声として出てきたのがまたふるさと納税というようなこともあったわけですが、これもまだまだ制度がきちっと確立をしていないということでありまして。私は、そうした意味では地方分権の制度が一定の熟度を増してくるのは時間のかかることなのかなと、このように思いながら、日ごろ分権に対するいろいろな取り組みに考え方を固めているところであります。

次に、名寄市における協働のまちづくり、これもいわゆる分権社会の振興における自治組織ということでありまして。地域自治区というのは平成16年に国が制度設計しておりまして、これは合併市町村における多くの自治体が合併をしたときに中核となる自治体を中心の自治体運営になってしまうのではないかと。それぞれの合併をした自治体が独自の協議をする中でまちづくりに対して発言をしていこうという、こういう制度設計であります。合併をしますと当然議員の数もそこから選出される数というのがそれぞれの条例で減るとか、そういうことが出てくるわけでありました。名寄市の場合に、名寄、風連の合併の場合に合併協議の中で風連地区の皆さん方は合併特例区という組織を残して、しっかりと従前の自治活動等を確立をするという選択をいたしました。その中で御案内のとおり、名寄市においても自治区の創設という提言も受けての取り組みでございましたけれども、この自治区を具体的に現在活発な動きをしております町内会の皆さん方の集まる連合会等の中でお話をいたしますと、どうしても名寄規模の中でそういう小学校区の地域自治区が必要なのかという素朴な意見が出てまいりました。しかし、私どもの今のコミュニティー活動、自治活動は本当に地域で完璧な状況になっているのかと、こう

いうことを考えますと、もっともっといろいろな手法を加えて住民が生き生きと活動する、そのようなことを制度設計をしていかねばならないと、こういうふうに思っております。現在は過渡的取り組みというふうに御理解をいただければと、こんなふうに思っております。

また、この2月から自治基本条例を制定をする懇話会を立ち上げましたけれども、この中に私どもはこれとこれとこれを決めていただきたいというお願いをしてはおりません。いわゆる分権化におけるまちづくり、住民の諸活動についてしっかりと方向性を定めていただきたいと。そのことが地方分権下における名寄市のいきいきとした市民生活、まちづくりを構築することになりますという、こういうお願いをしております。ですから、パブリックコメントというのは既に各種の計画を策定する際に国や北海道では手法として取り上げられております。私どもも重要な行政課題については地区懇談会等を開いて、町内会単位ではありますけれども、あるいは職種別の市民の集まりではありますけれども、直接何うような取り組みを今までできております。この自治基本条例の中でパブリックコメントの仕組みをどのように位置づけるか、場合によっては議会の活動についても自治基本条例の中では出てくるかもしれません。私どもまちづくり懇談会では、議会の議員の数でありますとか、あるいは議員報酬についてもいろいろと言及されている部分があります。こういうものがかなりこの自治基本条例の取り組みの中でも話題としては出てくるのではないかと、このように思っているところであります。

次に、総合計画の関係で、平成19年2月に前期計画を含めた承認をいただきました。現在2年次ということでもあります。当然市民の皆さんには、総合計画の策定についてのまちづくり懇談会等も通じて御意見を伺って、その前段での合併時の新市建設計画、そういうものも含めて協議をいただいておりますから、総合計画の前期の中でどの事

業、どの事業ということについては大方の御理解があらうと思っておりますが、御指摘のようにそれぞれの年次における事業の骨格の部分、これについてはぜひしっかりと市民の皆さんに御理解をいただくようにというふうに考えているところであります。

地方交付税の関連について、非常に今の仕組みからしますと総枠を維持することについて地方六団体が真剣な国とのやりとりをしております。これは、地方分権制度における税源移譲というのがなかなかガードがかたいということも含めて、あるいは補助金等の廃止をしたけれども、税源移譲は所得税を地方に移すということでありまして、所得の偏在によって地方の自治体が十分な財源移譲を受けていないと。こういう中で地方交付税の制度の中でしっかりと補てんをせよと、こういう取り組みであります。しかし、国は2011年にも達成したいという、いわゆるプライマリーバランスの達成の骨格が依然としてあるわけでございまして、このことではあらゆる改革の名のもとに国の歳出削減を続けているわけであります。私もこの歳出削減の中で地方がいきいきと活動をしなないと国の税収にも結びつかないと、こういうことを含めて提言をしているところでございます。国の想定をしております合併自治体が今後不交付団体にまで持っていくというような思いを持って交付税制度の改革をしているわけでございますが、答弁は私ども地方六団体、特に北海道市長会、町村会等を含めてこの経費が全国的にまだら模様と申しましょうか、格差が発生をしているわけでございますから、まずは総枠をしっかりと確保するということでの取り組みをしているところでございます。

次に、病院等の経営について、あるいは行政改革についてお話がありました。行政改革について、職員が市民も含めて意識を変えていただかなければ、幾ら立派な推進計画をつくっても達成しないのは御指摘のとおりであります。しっかりとした

数値目標を今持っておりまして、その目標に向かって毎年度の実施を着実にやっていくということでもあります。特に合併後の行政組織については、それぞれの担当していた職員が管理部門等については当然一元化を図っていくという作業があるわけでございまして、年度ごとの工程表もしっかりと定める中で、毎年度の定年退職者数等については想定をしているわけでありますから、これらについては合併のときに協議をいたしました組織の再編等を含めてしっかりと対応していくと、このように考えているところであります。

職員の職場に対する意欲あるいは適材適所の取り組みについての御指摘がありました。私どもも職員がしっかりとした能力を発揮していただくためには、希望する職場にというふうに考えておりますが、場合によっては職員の希望が箇所を集中すると、こういうことも考えられるわけでありますから、一定のローテーションをつくって、2年ないし3年、部署によっては4年、場合によっては専門職化をする、そのような責任体制の確立も含めてしっかりとした異動を行っていきたく、こんなふうに考えております。

さきの黒井議員のお尋ねにもありましたけれども、市の庁舎の関連での市民の皆さんに対する行政サービスの関連では、効率性も含めて指摘があるのかもしれませんが。私は、この時代にどういう形をとっても市民の皆さんに全部オーケーということにはなかなか相ならぬと、最大公約数を求めながらスリム化等について取り組んでいかねばならぬと、こんなふうに思っておりますが、このことがもっと進みますと、いわゆる地域自治区等の活動に関連してくるものと、こんなふうに思っております。地域の自治区の中で行政サービスを補完する、そういうようなことが構築をされてくることで、いわゆる風連庁舎、名寄庁舎における、部署における活動と身近な住民との協議の場、あるいはサービスに身近に対応できる組織というのが構築されてくるのかなと、こんなふうに思っ

ておりますが、現在このことについても取り組みの過程であると、このように考えているところであります。

病院の経営の関連につきましては、私も極論を言うと40年以上病院の経営のほうについては関与しております。制度の矛盾もあります。特にここ数年の医療改革については、厚生労働省は医者を減らすと。医者を減らすことで国民の医療費を抑え込めるといふ、そういう発想がありました。しかし、今顕在化しております医師の地方と都市の偏在等については絶対数がやはり少ないことが地方の不安を起していることになると、こういうふうにも私も認識をしております。それだけに医師の供給について非常に時間はかかりますけれども、最近の報道等によりますと道内の3医科大学も入学の定数増を図って、あるいは地元の進学、入学者の数を確保してしっかりと長期計画に備えると、こういうふうを受けとめているところであります。最近になりまして、3月2日ぐらいまででしょうか、北海道新聞で公立病院の囲み記事等が連載をされました。その中でも指摘をされておりますが、やはり公立病院がどうしても経営上苦しいという原因についてもそれぞれの識者から指摘を受けております。ここ何年間か医療費の改定ではマイナス改定であります。そのマイナス改定の中であって、そこに働く職員については定期昇給を行っております。定期昇給は少なくとも1.何%、2%の person 費の上昇を来しているわけでありますから、これだけとっても毎年の収支が合わないことは明白であります。こういうことを含めてしっかりとした公立病院のガイドラインというのが総務省から出されたわけでありまして、このガイドラインが必ずしも地域の医療ニーズに合致したものではないと、私はこんなふうに思っておりますけれども、しかし赤平の市立病院、夕張の市立病院に見るように赤字が出てもいいのだということにはならないのは改めて再確認をしているところであります。このことがきちっと地域の医療

の確保とそこに働く職員の皆さんの処遇と、そして経営の健全化と、非常に難しい組み合わせでありますけれども、平成20年、今年度しっかりと計画づくりをしていかねばならぬと、こんなふうに思っているところであります。

商工業の町中、特に名寄地区の振興策については、関係者の皆さんにいろいろと議論をしていただいておりますけれども、非常に悲痛と申しましょうか、勇気のある発言等が大きく出ない状況が続いております。その中であって今の中心市街地の活性で、国の支援策をどのように取り込んで構築できるかと。担当者の皆さんと議論をしている最中でありまして。当然そこに住まいする商業者が一番の発言をしていただかなければ、周辺の皆さんがいろいろと助言をしてもマッチをしていないこともあるかもしれませんが、そういった意味ではそこに商売をされている方、あるいは今後展開をしようとする意欲のある皆さん方の意見を組み込んで、これらのソフト事業も含めた計画づくりに努めてまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（小野寺一知識員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま1点目は、名寄の学校教育の特色といいたしめようか、それとあわせて学校支援地域本部事業等のお話がありました。名寄の学校教育の中では、私全道に誇り得るものが幾つかあるのではないかと、こう思っているところであります。その一つは、やはり特別支援教育の推進でございます。特にその中で幼稚園、保育所、療育センターなどとの連携、あるいは名寄市立大学との連携、あるいは市立総合病院との連携、これなどはまさに地域の教育力を活用した教育の推進だと、こんなふうに思っておりますし、新年度は文部科学省のグランドモデル事業に名寄市がチャレンジする予定になってございます。あるいは、国際理解教育につきましても同じく文部科学省の推進事業で小学校英語活動等国際理解活動推進事業というのがございます。これは、風連

中央小学校が拠点校になってこの管内全部の小学校をぶら下げながら、今そのモデル事業を行っているとか、こういうのも本当に北海道に誇れる取り組みであると。あるいは、今高見議員のお話にもございましたが、学校、家庭、地域の連携の中では、やはり東小のコミカレ、コミセンというのでしょうか、コミュニティセンターを中心にしたコミカレの営み、あるいは下多寄小学校のコミュニティスクールの営み、あるいはまた智恵文の友朋学級だとか、こういうのは本当にたくさん例があるわけでございます。これらは、本当に名寄ならでの取り組みとして今行われてきていると。ほかの地域では、例えば寺子屋だとか塾、そういうのがぽんと出てきますけれども、そういうレベルではないと思うのであります、私は。もうずっとこれまでも続いてきている。こういう伝統のある、そんな取り組みではないかなと、こう思ったりしております。私の教育信条というのは、まちづくりは人づくりからでありまして、やはり学社融合、学校教育と社会教育がしっかり融合していくことから本当の教育が進められていくと、こう考えられておりまして、ただいまお話のございました事例の中でも、例えばもう一つお話を申し上げますとウイークエンド学校活用支援事業というのは、これは四、五年前から本当に名寄が独自で考え出したものであり、どういうことかといいますと土曜、日曜に地域の人と子供がいろんな活動をする。そのことをPRし、教育委員会として支援するものであります。必要な備品とか、あるいは保険料とか、こういうものを支援しながらいろんな活動を進めているところでありまして、例えば東小学校では将棋教室を年間ずっとやっております。地域の将棋の強い方がお見えになって、子供たちに将棋を教えている。あるいは、名寄小学校などでは陶芸教室とか、あるいは西小学校では雪と灯りの集いなどを毎年恒例化してやっているとか、こういう取り組みというのは非常に他に誇れるものであると。そういうものと今御指摘の

ありました学校支援地域本部事業との一つの共通点、やはりたくさんあるのではないかと私実際思っているのです。ただ、議員のお話の中に直接はされませんでした、今団塊の世代が大きく御退職される。こういう人材をしっかりと活用できる、そういうシステムができていくと言われますと、これは私もまだこれからしっかりと検討しなければならぬという思いがございまして。そういう点については、今後しっかりとこういうことも検討しながら、さらに名寄の学社融合を進めていかなければならないと。そういう意味も込めまして研究させていただきたいと、こういうことを申し上げた次第でございまして、御理解をいただきたいと思っております。

それから、小中学校の適正配置につきましては議員のお話のとおりでございまして。まず、素案を作成して教育委員会に諮り、その後広報とかホームページとかパブリックコメントを通しながら、原案の作成に取り組んでまいりたい。そして、原案の作成の後市民議論をいただいて、その後に適正配置計画を策定してまいりたい、こう考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 時間が余りありませんので、端的に少し時間をいただきたいと思っております。

1つ目は、市長の協働のまちづくりに向けて、今回の行政報告の中で市民が主役、市民参画、市民参加でなく参画ですよね。まさに計画段階から行政に市民が参加をするのだよと、そういう参加と参画、言葉の遊びではないですけども、しっかりとの方針を打ち出されたというふうにも私は理解をしております、そういう面では今までも話がありましたようにこの地方分権が来て、銭金の問題ではまだまだそれこそ中央、地方の関係で不満があることは、これはもう百も承知。しかし、地方でできることをやっという、あるいは自主自立、あるいは自己決定、自己責任という形

でできるだけ市民の声をしっかりと聞き、そして一つの政策の優先度をしっかりと決めながらやっというのではないかと、こういうことであるのではないかと。これは、お金をかけるかけないでできる話なのです。基本条例ができ上がってからスタートをする。例えばでありますけれども、市民投票条例をどうにかしたらいいのではないかと。のであれば、これは基本条例の中でどういう整理をするかわからないということになるわけですから、そんなうがった言い方をしているのではなく、今までやってきていることをきっちり制度化をしていくというのは、何も基本条例を待たなければできないなんていう後ろ向きなことではなくて、しっかりとやれることからやっ、そして基本条例で何が出るかわからないというのではなくて、それは少なくとも認識は議会のこともそうだと思いますけれども、当然私はあると思っております。そのぐらいのことは、これは懇話会の中で諮問をしていく中ではもう百も承知の話であろうというふうに思いますので、私は時間ありませんから多くは申し上げませんが、そういう面では基本条例がスタートしたから用意ドンで整理をしていくというのではなくて、できることをしっかりと市長の基本姿勢として協働、市民参画、協働のまちづくりを進める。基本姿勢としてできることをしっかりと取り組むべきでないのかと。その一つとして、先ほど来話も教育委員会から出ているパブリックコメント制度はもう時として使っている。手続条例には行政側が対応する時間の必要性があるものですから、これをつくらないというようなことであるとすれば、私はいささかいかかなものかなというふうに思いますので、ぜひパブリックコメントだけではありませんけれども、情報公開条例なり、あるいは個人情報保護条例等々を含めて、既存のものも含めて見直しをする作業をしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

中期財政計画の関係はわかりました。総合計画

の実施計画については、今あるもので私は結構だと思えますし、私どもも議会にそれが提示をされたから、それを前提にしてこれをやらないのはなぜなのだというような議論ではなくて、ローリングによって財政上それが見直されることもあって、これまた仕方のないことであって、何を優先したかということもしっかりとそこは理解をすると。そういう前提に立って、実施計画については今あるものをなぜ明らかにしないかというのは、私はちょっと先ほど言い過ぎかもしれませんが、まさに知らしむべからずの姿勢がそこにあるのではないのかと。協働のまちづくりをしていくという以上は、できることからやっていってほしいと。そして、受けとめる私どももそれがすべてではなくて、財政状況によって変化をしていくということをしかり我々も認識するということですので、これにつきましてはもうできるだけ直ちに明らかにしていただきたい。それに伴う中期財政計画を立てる。そこに総合計画と中期財政計画の整合性を求めることになると私は思うのであります。これは、もうイエスかノーかの答えだけで結構であります。

病院の関係、一言だけ。今士別との関係いろいろあります。再編統合の問題だけが広域連携の問題ではない。極めて財政健全化を、私は経営健全化を図るべきだというのは、やっぱり基盤の病院の経営基盤をしっかりとまず整理をするというか、固めていかなければならぬと思うのです。そういう面では、名寄市立病院についても不良債務の発生は抑えている分大変努力をしていると思います。ですけれども、長期計画の中でも言われておりますように平成25年まではもう26億円ぐらいの赤字というか、累積欠損金が出る。これは、やっぱり一生懸命やっている中での勤労意欲を欠くことにもなるだろうし、基盤の安定をしっかりと図っていく。そして、医師対策等を含めて大変厳しい状況にあると思いますけれども、ぜひ佐古院長を初め市長も努力をしていただきながら、医師の対

策については本当に勤務医の過酷な労働条件と申しましょうか、そういう中で医師が離れていくという、先ほどの新聞の囲みの状況等々を私も拝見をしながら感じているものですから、医師対策については最大限、あるいは看護師についてもこれまた同じことでありまして、名寄市で直ちに患者7、そして看護師1、7対1の看護体制をしけるというような状況でないことは承知をしております。全国的にも大体15%ぐらいしかまだ進んでいないという状況ですから、そうではなくて、これはやっぱり医師も看護師も余り過酷な状況が生まれてくるとほかに行くと、こういう状況があるだけに、この対策についてはしっかりと、大変難しい課題ではあると思いますけれども、対応していただくように要望をいたしたいと思います。健全化の関係、病院の部分については、経営健全化の部分について今日的な財政状況を含めて私はいろいろとあると思いますので、この際そのところはぜひ今の財政事情の中でできることを最大限にやっていくということについて、これまたここだけは市長の決意も含めてお聞きをして終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点かございました。自治基本条例に全部まとまらなければほかのことが動けないということをお答えしているつもりはありません。既存の条例の見直しは、適時適切に対応していきたいというふうに考えておりますし、特に自治基本条例に絡む関連のものについては市民理解も含めてトータル的にやっていきたいものだ、こんなふうに考えているところであります。

総合計画と実行を裏づける長期財政計画、当然表裏一体のものであるというふうに認識をしておりますから、これらにつきましてはしっかりと19年度の決算時にお答えをしておりますように、地方交付税の20年の算定の結果等も含めて今後の中期財政計画をお示しをしたいと、こんなふうに思っております。

病院の健全化につきましては、将来この地域で人口の動態がどうなるのかと。あるいは、民間の医療機関の状況等も分析をしながらというところがあります。公立病院だけでこの地域医療を守っているわけではありませんので、そのようなしっかりとした方向を見きわめながら、しかも市民の皆さんに欠損等の状況で不安を抱かせないようなしっかりとした計画づくりということを心がけてまいりたいと、このように考えているところでございます。人材の確保、育成につきましては、名寄大学、来年の3月は看護科の卒業生がいないうことに相なります。したがって、3月に一気に新卒者を確保するという対応だけでは間に合わぬと、こういうふうに考えておりました、ことしのICUの病棟の整理もあわせて年度中途の充足等についてもしっかりと取り組んでまいりたいと、こんなふうに考えております。名寄市の財政状況の中で、自治体病院、名寄市立病院を本当にいつまでもしっかりと支え切れるのかというのが今回の広域連携化の大きな柱でもあります。単なる土別、名寄が連合してそれをだれが支えるのかということに結果的には相なるわけございまして、本州の県段階では県立病院以外に組合立病院というのが非常に多いわけでありまして。北海道は、広域であるがゆえに現在形態が市立病院ということになっているわけですが、しかし近年は厚生病院ですとか、あるいは日赤病院等についても所在地の自治体の赤字補てんを求めるといような、そういう時代に相りました。したがって、自治体が完結をするということはもちろん重要なことでもありますけれども、医療圏の中でどういう医療をしっかりと確立できるのかというのが今回本当に広域連携の中でしっかりと議論しなければならない課題だと、こんなふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で高見勉議員の質問を終わります。

15時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政運営の今後の見通しについて外8件を、川村正彦議員。

○20番（川村正彦議員） 議長のお許しをいただきましたので、凜風会を代表いたしまして代表質問をさせていただきます。

まず、第1点は、財政運営の今後の見通しについてでございます。平成20年度の予算につきましても平成19年から平成23年までの5カ年間の中期財政計画をもとに歳入に見合った歳出という形で予算編成が行われたと思います。市税、地方交付税、基金繰入金、そして市債などの歳入から、公債費、職員費などの義務的経費を見込んでの苦勞の多い予算編成であったらと思うところでございます。

そこで、まず小さな1番目、合併特例債は10年間で76億4,000万円と見込まれておりますが、この計画的な借入、運用とそれに伴う償還計画の見込みも公債費の進行管理が当然必要になるわけでございます。合併特例債といいましてもその3割は一般財源での償還でありますから、今後どの程度取り込んだ財政運営ができるのかの見通しについてお伺いをしたいというふうに思います。

2点目には、さらには歳入のうち大きな割合を占めます地方交付税の今後の見込みについて伺います。地方交付税は、国の地方財政計画によりまして大きく左右されるものであるというふうに思いますが、いわゆる新型交付税の影響、さらには歳出の特別枠としての地方再生対策費の効果、さらには合併後10年とされております交付税の算定の優遇措置が減少するというようなこともありまして、名寄大学の4大化のプラス要因などがございまして、人口の減少も予想される中での今後の地方交付税の交付額がどのような見通しで推移

すると考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

大きな2点目について、地域自治組織への確実な移行に向けて質問をいたします。市政執行方針の中で合併協議の中で合意された地域自治組織への確実な移行に取り組むというふうに述べられております。名寄地区では、より一層のコミュニティー活動の推進のために小学校区単位での広い地域で活動できる、仮称であります、地域連絡協議会の設置に向けて既に町内会長交流研修会での構想の説明も行われたとのことでもあります。名寄地区の住民自治組織でありますこの協議会のねらい、今予定している構成団体等について説明をいただきたいというふうに思います。特に市民と行政の役割分担についての議論を十分に尽くして、これからのまちづくりに何が期待されるのかの共通理解に基づく立ち上げに努力すべきであると考えておりますが、あわせて市長のお考えをお伺いしたいと思います。

さらに、風連地区の行政区制度から自治会制度としての町内会への移行についてもさまざまなレベルでの議論がされております。自治会制度への一定の入れかえは進んでいるというふうに理解しているところではございます。しかし、適正規模への新しい町内会への再編統合については、いろんな意見があるようでございます。長くなじんだ行政区制度でございますから、粘り強い関係者の未来を見詰めた議論が必要であります。そこで、私は名寄地区での地域連絡協議会の構想のように大きな範囲での区域割も風連地区の再編論議の有力な選択肢の一つとして議論すべきではないかというふうに考えておりました、市長の感想もお聞きをしたいと思います。そしてまた、5年間の特例区期間終了後の風連地区にも新しくできる予定でございます自治組織の連携を強めるための連合体組織が風連地区にも必要であるというふうに思っておりますが、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

3点目、消防広域化に対する名寄市としての対応についてお尋ねを申し上げます。平成18年に改正されました消防組織法及び消防の広域化に関する基本方針に沿いまして、道は近く消防広域化推進計画を定めることとしております。上川北部消防事務組合の構成市町村の議論、合意はもちろんでございますが、管理者でもある島市長に名寄市としての基本的な見解をお伺いしたいというふうに思います。

そこで、第1点目、現行の一部事務組合方式は本部経費の一部を除きまして消防施設整備や管理運営に対する経費について実質的にそれぞれの市町村で負担する自賄い方式でございます。この自賄い方式からの克服がなければ、職員の高齢化を迎え、年齢偏在による人事異動、職員採用、救急救命などの専門職の育成、給与水準の一元化等の課題の克服はできないと指摘されているところでございますが、これらの課題について島市長の認識をお聞かせいただきたく思います。

2番目、道の素案によりますと、上川北部消防事務組合と士別地方消防事務組合の広域化が提案されております。人口密度が低く面積も広いこの地域では、小規模消防署の統廃合や火災、救急への対応能力が低下すると不安も多いのでありまして、市長はどのような見解を持たれているのか、さらには上川北部消防事務組合の中での議論をどうこれから進めようとしているのかを伺いたいと思います。

4点目につきましては、特養しらかばハイツの民営化についてお尋ねを申し上げます。特別養護老人ホームしらかばハイツの社会福祉事業団への民間移行につきまして、合併協議を踏まえての結果として民間のノウハウを生かした経営等によるサービス向上を目指していくとの方針のもとにその準備が進められております。現時点での進行状況はどうであるのか、移行に伴いどんな課題があるのか、さらには入居者へのサービスレベルに変化はないのかどうかについてお答えをいただきました

いというふうに思います。

5点目、風連地区市街地再開発事業についてお尋ねを申し上げます。予定されています地域交流センターは、現在の福祉センターにかわるものとして位置づけられておりますが、住民のどのようなニーズに対する施設として必要かという住民意見や要望を取り入れたものではなくて、行政の発想だけで進められているのではないかという声がございします。市民との協働のまちづくりのためにも利用者にとって使い勝手のよい施設を目指すべきだというふうに考えますが、認識をお尋ねしたいというふうに思います。福祉センターの地域交流センター完成後の管理運営をどのように考えていくかについてもあわせてお聞かせをいただきたいと思ひます。さらに、再開発事業によりまして国保診療所も移転改築されますが、現診療所の建物の利活用についても民間活力での活用の可能性も含めてどのように検討されていくのかについてもお伺いをいたします。

6点目に、使用料、手数料の統一見直しについてお伺いをいたします。市政執行方針の中で使用料、手数料の全面的な見直しを表明されたところでございしますが、受益に応じた負担はやむを得ないものと考えております。しかし、負担していただく使用料、手数料に比べてその徴収経費に行政経費が大きいケースも見られるところから、効率的で合理的な見直しが必要であるというふうに思ひますが、市長の見解をお聞かせいただきたいというふうに思ひます。さらに、合併に伴い統一していく使用料、手数料も含めてどのような項目について今後見直しをされていこうとしているのかをお示しいただきたいというふうに考えます。

7点目、閉校後の風連高校の利活用についてお聞きをいたします。教育執行方針で平成21年度をもって閉校となる風連高校の施設の利活用について、父母や地域の意見を踏まえて具体的な方向性を定めて道教育委員会との協議に努めるという表明がございしました。かねてから改築を予定して

おります風連中学校の移行も選択肢の一つであるとされているのかを改めてお聞きをしたいというふうに思ひます。さらに、この件について父母や地域の声をどのような形で聞かれてきたのか、またどのような意見が寄せられているのかもお聞きをしたいと思ひますし、今後市民理解や合意形成をどう図っていくのかを伺いたいと思ひます。

8点目です。名寄農業高校の有効利用についてお伺いをいたします。名寄農業高校が平成21年度に名寄光凌高校を母体とする新設校として再編統合され、その学校施設は産業キャンパスとして活用されることとなります。これまでの名寄農業高校の歩みの中で蓄積されてまいりました人材や教育施設を生かした検討がこれから始まるところでございします。道立の高校でございしますが、まだ新しい寄宿舎なども活用した農業担い手センターの拠点としていくなどの検討も名寄市として積極的に行っていくべきではないかというふうに考えますが、見解をお伺いしたいというふうに思ひます。

最後、9番目でございしますが、図書館、図書室の充実について伺ひます。4点について伺ひたいと思ひます。1つ目は、生涯学習の情報拠点である市立図書館の現状について、蔵書数、市民1人当たりの貸し出し率、新聞、雑誌を除く図書購入費などについて道内各市との比較でお示しいただきたいというふうに思ひます。

2番目に、市立図書館と風連分館との貸し出し、返本などの日常業務などでの連携をどのようにしていこうとされているのかお伺いをしたいと思ひます。

3点目、朝読書などに取り組みの成果も上がっている中、学校図書館の充実をどう認識されておられ、学校図書費の増額、図書館との情報ネットワークの整備にどうこれから取り組まれていこうとされているのかを伺ひたいというふうに思ひます。

4つ目は、市立図書館保存資料のマイクロフィ

ルム化、DVD化、保存機器のデジタル化への取り組みをどのように進めていくのかについてもお尋ねをしたいというふうに思います。

以上でこの壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 川村議員からは、大きな項目で9項目を御質問をいただきました。7項目、8項目、9項目につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

最初に、財政運営の今後の見通しについての御尋ねでございます。合併特例債の取り込みについて御尋ねをいただきました。合併特例債は、合併特例法により合併市町村が新市建設計画に基づき合併後10年間必要な事業を実施する際に発行が認められる特殊地方債で、その元利償還金の70%が地方交付税で措置されることになっております。名寄市で発行が認められる合併特例債の総額については、基金を除いておよそ76億9,000万円、そのように算出し、平成27年度まで発行が認められております。合併特例債のこれまでの実績につきましては、平成18年度風連児童センター整備事業など4事業で2億850万円、平成19年度見込みでは市街地再開発事業、戸籍電算化整備事業など11事業で3億2,710万円、平成20年度当初予算では天文台整備事業、市立総合病院整備事業など7事業で6億8,450万円を予定しております。3年間の総額は12億2,010万円で、限度額に占める割合は15.9%となっております。議員御指摘のとおり特例債といっても償還のおよそ3分の1、道路などは特例債充当残の地域政策補助金等が該当しないケースもありまして、一般財源で償還を考えていかねばならない。それだけに慎重さが求められております。御質問の今後の発行見通しについてであります。中期財政計画では平成21年度から23年度までの3年間の総額でおよそ17億円を見込んでおり、平成18年度から平成23年度までの6年間の合

計では29億円程度になるものと思われま

す。なお、平成24年度以降につきましては、総合計画の後期計画を策定する際、中期財政計画も新たに策定いたしますので、将来の返済も十分考え、必要な事業を後期計画に盛りつけたいと考えております。

次に、地方交付税の今後の見通しであります。平成20年度の地方財政対策における地方交付税の総額は、前年度比1.3%増の15兆4,100億円で、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は前年度比0.4%増の18兆2,000億円で、平成15年度以来5年ぶりの総額増加となりました。議員御指摘のとおり平成20年度は、地方交付税の基準財政需要額の中に新たに地方再生対策費が設けられ、名寄市は旧名寄市・風連町を合算して1億6,500万円程度が算入されるものと考えております。しかしながら、地方再生対策費を除く基準財政需要額の伸び率は過疎債や合併特例債の償還に合わせて交付税措置される公債費などを除き、個別算定経費、従来分ではマイナス1%、包括算定経費、新型交付税でマイナス2.5%となっており、地方再生対策費が盛り込まれなければマイナスの伸び率となったところでございます。交付税の今後の見通しについてであります。昨年4月に総務省から示された「平成19年度から21年度までの普通交付税の推計について」によると、公債費などを除く基準財政需要額の伸び率は平成20年度でマイナス1.4%、平成21年度でマイナス1.5%となっており、また昨年8月の総務省の概算要求でも平成20年度の伸び率はマイナス4.2%となっていたことから、大変厳しい状況にあると言えらると思

れるよう市長会等を通じて強く要望していくとともに、歳入全体の伸びが見込めない中で歳出予算のあり方について抜本的な行財政改革などを実施して、歳出構造の見直しを図り、市民と協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、地域自治組織への確実な移行に向けてという項で、地域連絡協議会の設置についてのお尋ねがございました。名寄区域では、地域自治組織構想について町内会、町内会連合会、さらには町内会の役員等で活動している職員とも意見交換を行い、またまちづくり懇談会の中でも多くの市民の皆さんと議論をさせていただきました。地域においては、これまでも長年にわたり地域を支えてきた町内会の発展は重要であると認識しておりますが、その一方で高齢化、少子化の進む中、地域では子供の安全や防災、高齢者支援など広範囲で取り組むほうが効果的な課題も生じてきているところです。こうした中、豊かな地域づくりを目指して名寄市が目標としている協働のまちづくりや安全、安心のまちづくりを実現するため、（仮称）地域連絡協議会を市内の小中学校区を基本に校区エリアの町内会や地域の団体、個人が連携協力して、1つには子供の安全や防災訓練などある程度広い範囲で活動を行うこと、2つには地域の課題やまちづくりに関して地域住民の意見を行政に反映させる役割を果たすことにさせていただければと考えているところであります。構成団体については、地域の中心である町内会はもとより学校関係者、PTA、老人クラブ、個人としては民生委員や民生児童委員、環境衛生委員など想定をされますが、あくまでも地域の皆さんが話し合いをしながら進めていく、このように考えております。

なお、今作業を進めております自治基本条例でも地域自治組織のあるべき姿について議論をいただきたいと考えているところであります。

次に、風連地区の行政区の再編についてお答えをいたします。住民自治組織については、旧名寄市が町内会、旧風連町が行政区と組織形態が違

ことから、合併特例区設置期間内に旧風連町の行政区制度を新たな住民自治組織に移行するため、特例区では昨年6月に風連住民自治組織移行審議会を設置し、移行に向けて諸条件や区域の再編などに審議を重ねているところであります。審議会では、新組織の名称、移行年月日、さらには区域の見直しでは将来の人口動向を見据え、小中学校区や公民館分館活動の地域活動を重視した具体的な区域割を素案としてまとめ、地域の賛否や意見などを集約していただいているところであります。現在各地域から出された意見をもとに区域割の再調整をしているところであり、本年10月ごろをめどに審議会から答申をいただく予定で審議を進めていただいております。このような状況でありますので、今名寄地区で進めております地域連絡協議会の構想を区域再編の議論の場にしてはとの御提言ですが、確かに広い区域で地域活動行うと効果的に事業活動が展開できますが、今回の再編に当たって審議会として素案を示す段階においても行政区長や市街地の町内会長等と意見交換をしてきた経緯もあり、行政区から移行する組織が住民に一番身近な自治組織という前提で考えておりますので、時間制約のある中で難しいものと思っております。また、新しい組織の連携強化を図るために連合会組織が必要でないかとお尋ねですが、私も新組織に移行後風連地区には住民自治組織の集合体で名寄地区にあります町内会連合会のような連絡調整組織は必要ではないかと考えており、今後審議会等とも協議をさせていただきたいと思っております。

次に、特例区期間終了後の考え方ではありますが、合併協定書に特例区設置期間終了後は風連地区に地域自治区を設置する旨の規定がなされております。法的には、その地域自治区に地域協議会を置くことになっておりますので、区域内住民の方の意見等は適切に反映されるものと、このように御理解をお願いいたします。

次に、消防広域化に対する名寄市としての対応

でございますが、この広域化問題につきましては近々に北海道消防広域化推進計画がこの3月末までに策定の予定でございます。計画素案に対する市町村の意見では、消防広域化の必要性についての理解を示しておりますが、上川北部消防事務組合においては道内の事務組合の大方がそうであるように、消防本部としての主体性が確保されているとは言いがたい状況であり、実質的に構成市町村の意向が反映され、同じ組合内においても各市町村の財政力の違いにより消防力に格差が生じるなど、組合本来の利点が十分生かされていない現状であることから、まずは自賄い方式を解消し、組合全体としての一元化を図ることが喫緊の課題であると理解をしております。そこで、今計画されております土別との広域をイメージした場合、総務部門や通信指令部門等のソフト面においては、この効率化を図ることによって生み出された人員を災害対応の警備要員増員、救急・救助及び火災原因調査等の要員に充当できますが、消防体制の強化にはつながらないと、このように考え、一概に災害対応能力が低下するとは言いがたい面がありますが、しかし上川北部は管轄面積が现阶段においても全国で5番目という状況であり、自賄い方式の問題も抱えている中で同じ自賄い方式を抱えた組合との広域化が実現されますと、さらに管轄面積が広域になり、広域化の目指すスケールメリットは必ずしも享受するとは限らない、このようにも考えております。将来の推計人口によると、北海道の人口は2030年に約15%減少すると推計をされていることから、市街地構成の変化により上川北部管内における消防署所数も基本的に減少しないまでも将来的には地域の実情に応じた消防力の整備を行うことも考えられますことから、まずは前段で申し上げました自賄い方式を解消して、組合主導の計画的な消防体制を確立することが急務と考えております。いずれにしましても、上川北部消防事務組合においてはこの広域化につきましては構成市町村において賛否両論があり、

今後としては道の消防広域化推進計画が正式に示された後、組合構成市町村間で十分協議をし、組合議会、構成市町村議会の意見をいただきながら、方向性を見出ししていきたいと考えております。その後推進計画に盛り込まれております土別地方消防事務組合との正式な協議を進めていかなければならないと考えております。

名寄市長としての考え方がどうかというお尋ねがございました。消防につきましては、住民に一番密着をしている団の皆さんのボランティア活動がしっかりと安全、安心を支えているというふうに思っておりますけれども、近年は団員の皆さんの高齢化、さらには少子化等によりまして補充等がままならないという悩みも持っているところでございます。そうした中で全国的に30万規模の広域組織というふうに再編をしたいという総務省の考え方でありましてけれども、北海道の分散している自治体の広域化については、前段述べましたようになかなか所在の消防署の起動力等の統合というのは難しいと、このように体験的にも考えておりますので、北海道の計画がまとまる、これらを踏まえての消防一部事務組合でのしっかりとした協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、特別養護老人ホームしらかばハイツの民営化についてお答えをいたします。風連特別養護老人ホームしらかばハイツの名寄市社会福祉事業団への経営移行の状況と移行に伴う課題及び入所者へのサービスレベルの変化についてお答えをいたします。特別養護老人ホームしらかばハイツの経営移行につきましては、現在新年度から職員全体が身分移行することを原則として、鋭意関係者、労働組合等と協議を進めております。移行に伴う施設面での課題につきましては、介護報酬、事務処理等のシステムの違いなどがあり、さらには保守契約の内容等、それぞれの事業所の開設以来の経過を踏まえ、適切な対応をしまいたいと考えております。また、多床室型、ユニット型とい

う施設面での違いもありますが、この課題は経営移管にかかわらず、対応していかなければならないものでありますので、建てかえ等も含めて検討をしております。入所者へのサービスレベルの変化については、移行先の社会福祉事業団につきましても介護保険法などによる指定事業者であるため、経営を移行しても利用者の負担増やサービスの内容の変更はありません。

次に、風連地区市街地再開発事業についてお答えを申し上げます。1つには、福祉センターの管理運営についてということでございます。私は、市街地再開発事業の中で地域交流センターについては当初JA道北なよろの3階の建物、会議室の部分、このことについては地区の住民の皆さんに開放して利用される多目的な会議室というふうに構想を持って関係者と協議をしてきた経過がございます。地域住民のための多目的な施設として、再開発事業の完了後に事業の目的である中心街ににぎわいをもたらす中核的な建物と位置づけをしていただき、老朽化が進んでいる将来は風連福祉センターと現在の母と子と老人の家の機能をあわせてこの地域交流センターに持ち込めるような検討協議をしていただいているところであります。

なお、住民の皆さんの御意見、要望について、十分な取り組みに余裕がなかったという反省をしておりますが、実施設計の段階でこれらの可能な限り利用団体、利用者等の意見を取り入れて進めたいと思っております。

地域交流センター完成後の管理運営については、さきの議員にも答弁をしておりますが、それぞれの施設管理ということになるわけですが、現在の風連福祉センターの管理運営については平成12年度に一部増築を行い、公民館事業を中心として多くの住民の皆さんに利用されており、風連地区の住民の皆さんは今後も利用したいという声をお伺いしておりますので、当分の間は地域交流センターとの2つのホールを利用していただくと、このように考えているところであります。現施設

については、部分的な設備の改修にとどめ、今後の利用については利用団体等の御意見を十分に取入れながら、建物の維持管理に努めたいと考えているところであります。

次に、国保診療所の建物の利活用についてもお尋ねをいただきました。現在の国保診療所につきましては、敷地面積が1,606平方メートル、鉄筋コンクリートづくり2階建てということであり、昭和50年11月に建設をされて、当初は入院のベッドを持っておりましたが、現在は外来部門ということに限定をして利用されておられ、既に32年が経過をしております。平成20年度から着手をいたします風連本町地区第一種市街地再開発事業におきまして、現在松田診療所長とこの再開発の中に診療所を改築移転をしたいという協議をさせていただいて、Dブロックの中に1階部分633.21平方メートルの予定で検討しており、平成22年度末の完成を待って直ちに移転し、診療を開始したいと考えているところであります。御質問の移転後の現診療所建物の利活用については、移転年次には建設時から35年経過するということになり、また移転を控え最小限の維持補修しか行っていない状況から、新たな利活用を図る場合には相当の改修費等も伴うと判断をしております。再利用が可能かどうか調査を行って、民間への処分も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

次に、使用料、手数料の統一見直しについてお答えをいたします。平成20年度は、行財政改革推進計画に基づき使用料、手数料、さらに負担金、補助金の全面見直しを実施する予定で現在準備を進めております。使用料、手数料の見直しの考え方については、新年度に入ってから検討組織等を立ち上げ、詳細な検討を行いますが、現時点の大まかな考え方は旧名寄市がごみ処理手数料の有料化の議論を市民とした際には、事業費のおおむね4分の1を利用者に御負担いただくという、そのような議論をした経過があります。パークゴルフ

場の料金等についても一定のルールを示して議論をさせていただいたところであります。旧風連町と名寄市では、料金体系についてもそれぞれの決定の経緯があるわけですので、段階的な統一に向けてこの際しっかりと議論をさせていただこうと思っておりますし、また近隣自治体との均衡にも配慮していかなければならないと、このように思っているところであります。また、お尋ねの使用料、手数料の金額が少額で、徴収コストのほうが大きいようなケースについて、受益と負担の適正化、公平化の原則から、極端な例外を除いて原則として見直しをさせていただこうと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知識員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目の7、8、9について御答弁申し上げます。

まず初めに、大項目の7、閉校後の風連高校の利活用につきましては、地元名寄市としてもその考え方を北海道教育委員会に発信する必要があるとの認識から、選択肢の一つとして同じ学校施設である中学校として転用し、有効活用を図ることについて、これまで地域の皆様や今後中学校に進学されるお子さんをお持ちの保護者の皆さんの考えなどをお伺いしてきたところであります。ことしに入りましてからは、1月31日の第4回風連町特例区協議会において説明をさせていただき、委員の皆様から積極的に進めるべきとか、建築後20年程度であれば、有効活用を図るべきなどの考えが示されました。その後2月15日の風連中央小学校、2月18日には下多寄小学校、2月19日には東風連小学校、2月26日には風連中学校のそれぞれPTAの役員会の会合に出席させていただき、全体で約80人の保護者の皆様の御意見等を伺いました。その中では、風連高校の校舎を閉校後、中学校として使うことはよいと思うが、小学校のほうはどうなっていくのか、将来的な構

想も示してほしいとか、また市の財政状況や風連高校の募集停止のタイミング、立地条件などすべてが合致して理解できるが、旧風連町で風連中学校の校舎改築にかかわってきた人たちの気持ちや思いも考えなければならないと思うなどなど、多くの貴重な御意見をいただきました。教育委員会といたしましては、今後これらの意見等を踏まえて、具体的な方向性を教育委員会議において定めてまいりたいと考えております。

次に、大項目の8、名寄農業高校の有効利用にかかわって、農業担い手センターの拠点への検討についてお尋ねがございました。名寄農業高校は、ただいまお話がございましたように平成21年4月に名寄光凌高校と統合され、新しい産業型キャンパス高校としてスタートすることになりました。新しい高校では、農業学科が存続され、現在の名寄農業高校の校舎、農場、寄宿舎などの施設が有効に活用されることとなっております。御質問にございました新規就農者を含めた新たな農業教育ができる農業担い手センター構想であります。これまでも市長とともに名寄市の考え方として道北の農業後継者や新規参入希望者への育成機能を持たせることを北海道知事、北海道教育委員会教育長等に要望するとともに、上川支庁長、上川支庁農務課長へも提案をしてきたところでございます。その中で知事部局と道教委、名寄市、学校関係者等によるプロジェクトチームを立ち上げていただきたい旨も要請してまいりました。学校教育の営みと実践的な農業研修とをどう融合させるかとか、生徒と社会人の教育をどのように整理するか等々課題も多いと思っておりますが、今後も道北の市町村や関係機関とも連携し、引き続き要請活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、大項目の9、図書館、図書室の充実についてお答えいたします。4点にわたり御質問をいただきました。初めに、道北6市の蔵書数、市民1人当たりの貸し出し率及び図書購入費について、平成18年度の実績をもとにお話し申し上げたい

と思います。蔵書数から先に申し上げます。蔵書数、旭川市100万5,000冊、富良野市9万5,000冊、深川市12万3,000冊、留萌市9万4,000冊、士別市26万1,000冊、名寄市13万7,000冊でございます。市民1人の貸し出し率、旭川市6.5冊、富良野市6.2冊、深川市5.6冊、留萌市4.9冊、士別市5.8冊、名寄市4.2冊。図書購入費でございます。新聞、雑誌等を除いてございますが、旭川市は3,930万7,000円、富良野市が新聞、雑誌等を含めた金額でございますが、580万円、深川市488万3,000円、留萌市500万円、士別市362万7,000円、名寄市569万4,000円と、このようになっております。ただいま申し上げましたように、蔵書数と図書購入費では6市の中では中の上に位置しておりますが、市民1人当たりの貸し出し率では4.2冊とやや低い状況であることから、貸し出し冊数を伸ばすために他館の運営状況等を調査していきたいと、このように考えているところでございます。

2点目に、本館と分館の業務体制について申し上げます。現在両館の蔵書データがおおよそ構築されておりますが、風連分館では電算システムの稼働が今年4月1日、平成20年度からのため、貸し出し状況の把握が難しい部分があり、電話連絡等にて相互に貸借を行い、市民の利便性を図っているところでございます。合併後両館での相互に貸借した図書資料は、平成18年度本館借用12冊、分館借用66冊、合計78冊、平成19年度2月末現在で本館借用64冊、分館借用129冊、合計193冊を両地区の市民へ提供しており、従来他館から貸借していた費用の軽減にもつながっているところであります。また、20年4月に風連分館電算システムが稼働してからは、貸し出し状況の把握も可能となることから、これまで以上の迅速なサービスの対応に努めてまいりたいと考えております。

3点目の学校図書室との情報ネットワーク等に

関して申し上げます。朝読書につきましては、現在名寄市内の各学校において取り組まれており、子供たちにも定着してきているところです。朝の短時間ではありますが、落ちついて読書に取り組むことは1日のリズムを形成する上でも大変重要なことであります。子供たちも毎朝の読書の時間を大変楽しみにしており、進んで読書活動に取り組むようになってきており、このことから学校図書室の充実は非常に大切であると認識しております。名寄市における各学校の図書購入費は、従来より地方交付税基準財政需要額の算定基準に基づき配分しており、風連地区におきましても合併後は同様な措置により蔵書の充実に努めてきているところであります。また、図書館との情報ネットワークの整備につきましては、総合計画にも掲載されておりますが、市内の全小中学校の図書室の蔵書データ、市立図書館とのネットワークを構築しようとするものであります。この計画には、約7,000万円の費用を見込んでいることから、年次計画で取り組むことが必要でもあり、市内16の小中学校をネットワーク化するには、5年から7年にかかると考えております。ネットワークが構築されることによって、市立図書館と各学校の蔵書を相互に利用することが可能となり、各学校図書室では児童・生徒の読書要求に相互にこたえることができるよう具現化に向けて努力していきたいと考えております。

4点目の図書館保存資料の取り組みについて申し上げます。現在市立図書館の保存資料としては、名寄新聞の平成2年6月分までのマイクロ化を終了しております。地元新聞は、地域資料として市民や図書館にとって過去から現在までの情報を知る上での一番身近で貴重な資料であります。これらの資料保存が大変重要となることから、従来のマイクロフィルムの保存と光ディスク、DVD化も考えております。光ディスクは、保存性に若干の問題もありますが、記事検索には大変便利であることから、保存が確実なマイクロ化とあわせて

対応するのが望ましいと考えております。また、北都新聞も地域資料として同様に考えており、今後の資料保存につきましては年次計画で進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 市長、教育長からそれぞれ御答弁をいただきました。再質問をさせていただきますと思います。

まず、行財政運営の今後の見通しについて説明をいただいたわけでございます。歳入のうち4割以上の大きな割合を占める地方交付税、あるいは過疎債などの、合併特例債などの有利債を取り込んでみてもなかなか21年度からは予算編成も厳しいのだと執行方針でも述べられておりますけれども、今御説明いただいた地方交付税あるいは有利債などを取り込んだ中で、20年度はともかく21年以降予算編成についてどのように予測をされているのかというところの見通しの御説明をいただければなというふうに考えておりますので、1つ目はそういうことでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それからまた、消防の広域化に対する市長の見解も踏まえてのお話でいただいたわけですが、私もこれ面積が広過ぎて、まして士別ということになりますと本当に顔の見えない地域と顔の見えない地域と一緒に1つのことをやろうというのは、地域的にはまず広さの問題、それから縦に長いといいますか、あいにくそういうようなことでございますので、これは将来的にはやむを得ないというか、進めていかなければならないというふうには思いますけれども、国及び道の意向に沿って効率性というか、ばかりを求められていってはこの辺の現場の対応力が非常に低下するのではないかというふうな危惧を持っているものですからお尋ねをしたところでございまして、素案から案がこの間示されたようでございますが、その

中の資料で将来的にはやむを得ないというのは、その資料で上川北部消防事務組合で各市町村の現在が4万3,200人というふうに道の統計で出ております。なぜ22年後かわかりませんが、2030年になるとそれが今の構成町村数でいうと2万9,700人というふうに人口想定、30%も減るのだと。20年後のことまでまだ今の時点で考える必要はないのかもしれませんが、将来的にはどうにかしていかないと、本当に1つの町村で消防を抱えるというか、消防を持つということもなかなかこれ大変になるのかなというふうなことでございますので、これは答弁というよりは今後ほかの町村との議論でございますが、慎重な取り組みをお願いしたいということで、お願ひの質問にさせていただきます。

次は、しらかばハイツです。しらかばハイツの民営化ということで、これもいろいろ民営化ということで御苦労されているのだというふうに考えておりますけれども、私は特に民営化によってしらかばハイツの一つのよさといいますか、例えば人間だれでも畳の上で死にたい、最期を迎えたいよねとよく言いますが、今そういう状態でなくなって自宅の畳の上ではなかなかというところですが、最近の風連見ていると自宅で最期を、最後の二、三日はどうしても病院ということがありますけれども、本当に最後のぎりぎりまで自宅でおられて最期を迎えられるというケースが非常にふえているのです。これは、やっぱり診療所の松田先生が本当に小まめに往診もしていただきますし、薬も出していただきますし、必要であれば十分なそれなりのケアもしていただけるということで、非常に幸運なことに喜んでいるわけでございます。しらかばハイツもそのとおりでございます。ほかの類似施設に比べますと最後までホームでおられて最期を迎えられるという方が結構ほかの類似施設よりは多いというふうなことも聞いていますので、今までせっかくできてきましたというしらかばハイツのよさが民営化によってなくなる

というようなことのないような、そういう意味でいろいろな入所者にとってのサービスレベルの低下がないような形の移行をぜひお願いをしたいというふうに考えておりました、これはひとつ指定管理者に指定してしまったらそこにすべてお任せというのではなくて、やっぱり管理をお願いするほうの立場でも施設とか、しらかばハイツももう20年たっておりますから所によっては改修が徐々に必要になってくるようなところもあるように聞いておりますし、指定管理をただけでなくて指定をするほうも施設に対する十分な目配り、あるいは運営に対する目配りを、しらかばハイツのよさをそのまま保つような努力をしていただきたいというふうに思いますが、これはお答えをいただきたいというふうに思います。

もう一つ、市街地の再開発について。御質問させていただきましたのは、特に公共施設である地域交流センターをどのぐらいの規模でいいのだろうかとか、あるいは使い勝手のいいステージだとか、照明だとか、音響、そういうようなものをやはり旧風連の福祉センターはもう随分古いのですが、建てたところは非常に近代的で、離れたところから操作をして、それから上のほうからスポットを当てるといような構造なのですが、なかなか素人は使いこなせなかったと。余り近代的で、むしろそれでなれた職員が来て一々操作をお願いしたというようなことがありますので、これからの時代やはり使う方が使い勝手のいい、単純に使える、そして一定のレベルの照明なり音響なりというようなものは、音響、照明については何かこれからというようにも聞いておりますので、ぜひそのときに使い勝手のいい、使いやすい、担当がつかなくても利用する方が使えるような設備を目指していただきたいというふうに考えておりますので、これについてもそんなホール一つにとっても、あるいは総体の中でもやはり大ホールが2階になったということ、それから和室等が3階になったということでは、今福祉センターですと1

階、バリアフリーというほどでないですけども、1階ですからお年寄りでつえをついた方でも集まっていたらと。今度はエレベーター上がるといいながら、そんなに大型エレベーターでないように聞いておりますので、外には階段はございますけれども、なかなかお年寄りには今よりはちょっと使い勝手が悪いかなというような評判もたちそうところもございますので、その辺も含めて十分利用者の声も聞いた設計を実施設計の中でも心がけていただきたいというふうにもお願いもして、それに対する方向性もお伺いをしたいというふうに考えております。

それから、教育長にも風連高校、風中の移行というように十分いろんな方の意見を聞いて、今後慎重に方向を出していかれるということもございます。それに関連というか、合併前から風連町が、風連町だけでないですが、少子化ということで全町的にもう全町合わせても1学年1教室編制できるかどうかというようなこともありまして、そんなところで将来の小学校、中学校をどうしようかというように、検討委員会を立ち上げていただいて風夢プロジェクトという名前で、風夢君というのは旧風連町のマスコットイメージでしょうか、それを名づけて風連らしい小中学校の連携を目指す風連の小中教育であるべきだということで検討していただいて、一つの答申も出されたという経過もあるわけでもございまして、中学校が移るような方向が出ると、それではそれにあわせて小学校はどうなるのだという、先ほどの御答弁にもちらっとあったかと思えますけれども、中央小学校の改築移転というようにも現時点でどのような位置づけで考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） あらかじめ時間の延長をいたします。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 再質問をいただきました項目について順次お答えを申し上げます。

地方交付税についての推測でございます。地方交付税の中では、御案内のように新型交付税という要素を含めて算定方法を切りかえようと国のほうはいろいろな試案を出しましたけれども、地方六団体の皆さんがこれらの総務省の考え方についてすべてをオーケーということではなくて、やはり地方の財源をしっかりと確保できる仕組みということで今回の地方再生対策費等が出てきたというふうに思っておりますが、申し上げておりますようになかなかふえる要素というのはございません。また、交付税の算定の中では人口を基礎数値において算定する項目が何項目かございますから、人口が減少するとこれも連動するということがありまして、21年度もこの予測については決して交付税はふえる要素はないという押さえのもとに、しっかりとこの夏に今までの予算をつくっている仕組みをもう一度ゼロベースから洗い直していこうと、こんなふうに考えているところでございます。と申し上げましても、20年まで続行している普通建設事業等の継続事業もございますので、これらを一定の枠をとった中で事業の財源捻出と、こういうことになろうかということで、非常に窮屈な中での21年度予算というふうに考えております。

広域消防の関係につきましては、御指摘のように北海道は冬の交通事情というのは非常に夏に想定できないような事情があるわけでございますから、雪国としての地域特性というものがひとつ広域化の、例えば救急出動等についても消防車の出動についても配慮が必要だということも含めて、しっかりと地域の特性をこれらの議論の中で展開をさせていただこうと。また、加えて高速道路網の整備ということが条件として整備されてきますと、距離感というものが短縮できるというふうにも判断をしているところでございますので、これ

らの幹線道路網の整備等についてもしっかりと取り組んでいかなければならないと、このように思っているところでございます。

しらかばハイツにつきましては、社会福祉事業団で現在清峰園の運営について行っておりますが、民間の福祉団体の代表の方、あるいは町内会、あるいは高齢者の老人クラブ連合会等の代表の方が理事に入っていておりますが、私が理事長ということで副市長以下福祉部門の職員も入っての事業団でございます。そういう中では、民営化ではございますけれども、しっかりと運営の予算を取り込んだ事業団の運営に移行できればと、こんなふうに考えているところでございます。年間2回ないし3回の理事会と、それから毎月監査委員による監査等も受けて経営内容についてもしっかりと対応してまいりたいものと考えているところでございます。

地域交流センターについては、もう議員御案内のとおり中心市街地の一定の駐車場等の空き地を創出をするというねらいもありまして、高層化が一つの国の助成を受ける条件になっております。3階ないし4階の建物ということでありまして、交流センターにその責任を受け持つような状況になりました。ですから、高齢者の皆さん方の2階、3階、4階等の利用については、階段がありますけれども、御指摘のようにエレベーターの機能もしっかりと取り込むことによって、決して市街地の交流センターが市民の皆さんから使いづらいという指摘のないように対応してまいりたいと、こんなふうに考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま風連高校の跡利用といいましょうか、跡利用に伴うアフターのお話ございました。1つは、旧風連町の時代に構築しました風夢プロジェクト、この構想は大変すばらしいものがありまして、今小学校と中学校が本当に連携して学習が進められていると。先ほど高見議員のときにもお話ししましたけれども、

文科省の指定で小学校の英語教育を風連中央小学校がしっかり受けて行われる。その根底には、中学校との英語教育のそういう素地があったと私は受けとめているのでございます。そういう意味では、実はこれまで行ってきましたPTA役員会との、小学校の保護者、PTAのお話の中にも実は中学校はわかったと。でも、私たちは風夢プロジェクトの中で考えてきたので、小学校はこれからどうなるのという率直な質問もあったところがございます。これは、1つには今の中学校が移ればあそこに空き地ができます。そして、そこに本当に小学校を持っていくのかとか、言ってみれば連携教育から一貫教育へ進めるのかどうなのか、これはやはりもう少し私たちも議論しなければならない。単純にすぐということにはならない。ただ、私個人の考えでは、中学校がもし高校に移ればあの地区を文教地区として、本当に小中が一貫した、階段を渡ってそれぞれが交流できる、これ全道でもモデルになる、そういう箇所ができるのかなという考えはありますが、やはり地域のお考えとか、それから専門的な考えもお聞きして検証していかなければならない、こう思っているところがございます。また、風連中央小学校は、もう御案内のとおり校舎が昭和46年に建築されておりますし、体育館はその次の年に建築ということで、既にもう35年以上経過しております。名寄地区にももっと古い学校もあるわけでございますが、これらもあわせて考えていくとすれば、そう長い時間をかけてこの小中一貫教育というのを議論していくことにもならないのではないかと。したがって、これから作成予定の学校教育の施設整備計画、適配ではなくて整備計画の中でこのことについても検討していきたいと、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村正彦議員

の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時32分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐々木 寿

署名議員 田 中 好 望